



令和5年3月



	第1章 計画の策定にあたって	
1	計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	計画の位置付け・・・・・	2
3	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	持続可能な開発目標(SDGs)との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
5	スポーツの価値・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
6	本計画における「スポーツ」の捉え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	第2章 これまでの取組と課題解決に向けて	
1	これまでの取組の検証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
2	国の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
3	本県における社会の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
4	本県におけるスポーツの現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
5	課題とその解決に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
	第3章 本県が目指す姿	
1	基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
2	目指す姿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
3	基本姿勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
4	基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
	第4章 施策の展開	
_	<u>施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</u>	36
	□ 基本方針1 スポーツによる健康増進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
	施策1 子どものスポーツ機会の創出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
	施策2 働く世代・子育て世代のスポーツ機会の創出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
	施策3 高齢者のスポーツ機会の創出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
	施策4 スポーツを支える環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
	□ 基本方針2 スポーツによるまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
	施策1 スポーツを通じた地域コミュニティの活性化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
	施策2 スポーツの持つ力を生かした地域の活性化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
	施策3 スポーツ施設の利用促進によるスポーツ参画人口の拡大・・・・・・・	46
	□ 基本方針3 スポーツによる共生社会の実現・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47
	施策1 障害者スポーツの環境整備と普及促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47
	施策2 女性のスポーツ参画人口の拡大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
	施策3 多様な主体によるスポーツコミュニティの形成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49
	□ 基本方針4 スポーツによる感動の創出と誇りの醸成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
	施策1 競技スポーツの推進とアスリートの発掘・育成・強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
	施策2 スポーツを支える人材の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
	施策3 東京2020大会のレガシー継承・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52
	施策4 クリーンでフェアなスポーツの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
	第5章 計画の推進	
1	目標達成の指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
2	進行管理	55
	参考資料	56
	※本文中「*」箇所の用語説明	

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本県では、平成25年度から令和4年度までを計画期間とする宮城県スポーツ推進計画 を策定し、「スポーツを通して活力と絆のあるみやぎを創ろう」の理念のもと、「県民一人 ひとりが様々な形でスポーツを楽しみ、家族や地域社会が強い絆でつながり、東日本大震 災を乗り越え、活力に満ちた幸福で豊かなみやぎ」を目指す姿とし、本県のスポーツ推進 に取り組んできました。

計画期間中には夏季・冬季合わせて5回のオリンピック・パラリンピック競技大会が開催され,各大会に本県ゆかりの選手が多数出場しメダルを獲得しています。選手の活躍は 県民に感動と勇気を与えるとともに,その輝かしい功績に県民一体となって歓喜しました。

特に、令和3(2021)年に開催された東京2020オリンピック・パラリンピック競技大 会(以下「東京2020大会」という。)は「復興五輪」として位置付けられ、大会の象徴 となる聖火リレーが東日本大震災からの復興を目指す沿岸部を中心としたコースで行われ たほか、宮城県総合運動公園宮城スタジアムでサッカー競技が開催されました。多くの県 民が大会運営を支えるとともに、宮城の地において世界のトップアスリートが躍動し、ス ポーツがもたらす感動や喜びを直に感じられる絶好の機会となったことは、本県のスポー ツ推進において大きな意義を持ちます。

しかしながら、令和2(2020)年から世界的な規模で新型コロナウイルス感染症の拡大が 急速に進んだことで、感染防止の観点から様々なスポーツ活動が中止・延期等を余儀なく され、県民がスポーツに親しむ機会が失われただけでなく、社会全体が重大な影響を受け ました。

スポーツに関係する全ての県民は、このような状況を打開するため、感染症対策を徹底 したスポーツイベントや大会の開催に尽力したほか、デジタル技術を活用した新たな生活 様式に沿ったスポーツ活動の実施など、様々な創意工夫を凝らしながらスポーツを通じて 人々を勇気づけ、社会に活気をもたらす取組を続けてきました。

また,本県においては,令和3年度にスポーツ振興課を新設し,教育委員会から学校体 育以外のスポーツに関する事務全般を知事部局へ移管することで,社会的課題へ柔軟に対 応し,更なる県民の健康増進,地域コミュニティの活性化及び経済発展を推進する組織体 制を構築しました。

そのような中,令和4(2022)年3月25日に我が国における今後のスポーツ施策の方向 性を示した「第3期スポーツ基本計画」が策定されました。国の計画を受け,本県のスポ ーツを取り巻く社会全体の変化等を踏まえながら,これまでの「宮城県スポーツ推進計画」 の理念を継承し,「スポーツの価値」をさらに高められるよう,将来の本県スポーツのある べき姿や目標を定め,その実現に向けて取り組むべき施策を明らかにするため,「第2期宮 城県スポーツ推進計画」を策定します。

2 計画の位置付け

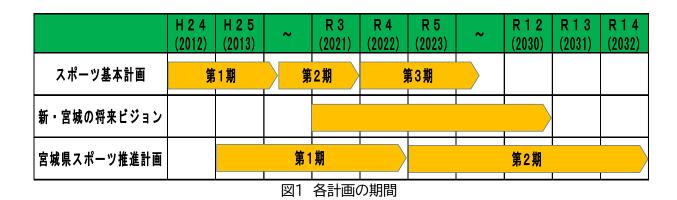
本計画は、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第10条に基づき、国の「第3期スポーツ基本計画」を参酌して策定する「地方スポーツ推進計画」として位置付けます。

また,県政運営の基本指針である「新・宮城の将来ビジョン」を踏まえた部門別計画と して,関連する計画との連携を図りながら,本県スポーツの推進に向けて取り組むべき方 向性を示します。

3 計画の期間

本計画は、令和5年度を初年度とし、令和14年度を終期とする10年計画とします。 〔図1〕

なお,具体的な取組内容や目標・成果の指標については,計画の進捗状況,社会情勢, 国の政策動向等の変化や,「スポーツに関する県民アンケート調査」の結果に応じて,中間 年度(令和9年度)に必要な見直しを実施する予定です。



4 持続可能な開発目標(SDGs*)との関係

平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標(SDGs)は、「誰 一人取り残さない」を理念とし、持続可能で多様性、包摂性のある参画型社会を実現する ための17のゴール、169のターゲットから構成され、令和12(2030)年を目標年とす る世界共通の目標です。

スポーツにおいても、全ての人が、あらゆるライフステージ*において、それぞれの希望 に応じた様々なスポーツとの関わり方を選べるようになることが必要です。そのためには、 地理的な制約、年齢、性別、障害や疾病の有無、国籍、経済的な状況等にかかわらず、誰 もがスポーツの恩恵を享受することにより、日常生活等の様々な課題を解決し、心豊かな 暮らし (Well-being) を真に実感できる「誰一人取り残さない」スポーツ立県の実現を目指 す必要があることから、本計画においても、この SDGs の特徴や内容を反映し、持続可能 性を追求したスポーツの推進に取り組みます。



SDGs17のゴール

5 スポーツの価値

令和4(2022)年3月に国で策定した「第3期スポーツ基本計画」では、スポーツの価値 として、「スポーツそのものが有する価値」と、スポーツを通じて他の分野にも貢献し、優 れた効果を波及させ、様々な社会課題を解決することができるという「スポーツが社会活 性化等に寄与する価値」の二つの観点があることが示されています。

このことは、実際に多くの県民が経験した二つの出来事からもわかります。

一つ目は,平成23(2011)年に発生した東日本大震災後にスポーツを通じて行われた被災地での支援活動です。発災後すぐに国内をはじめ世界中のアスリートやスポーツ団体が 避難所など被災者のもとに駆けつけ,支援活動を始めました。特に教育関係施設や仮設住 宅においては,様々な世代の被災者に対して,様々な運動機会を提供し,地域住民とのふ れあいを通じて,多くの県民に笑顔と活力,勇気等を与えてくれました。

また,発災から約1ヶ月後にはプロ野球やJリーグも再開され,県民がその活躍する姿 を見たり,応援したりすることによって復興への明るい希望となるなど,スポーツを通じ た活動全てが,県民の心身の健康を取り戻す力となりました。

二つ目は、令和2(2020)年頃からの新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、 日々の生活においてスポーツに携わる活動機会が失われたことです。「東京2020大会」 をはじめとする、様々なスポーツ大会の開催や日常の運動機会等が制限される事態となっ たことで、スポーツが日頃から我々の生活や社会に活力を与えるなど、優れた効果を及ぼ す重要な価値を持っていることを改めて認識させられました。

このような経験から「スポーツそのものが有する価値」は,スポーツを「する」ことを 基本として「みる」,「ささえる」という三つの観点でとらえることができると考えます。

「する」という観点は,自ら身体を動かすことを通じて達成感や充実感を得ることがで きるだけでなく,多様なスポーツを気軽に楽しめる機会と場を通じて,人と人との触れ合 いから仲間意識や人の温かみを感じる機会が生まれ,人間らしさが育まれるなど,人々の 生活や心を豊かにします。

「みる」という観点では,選手が試合や競技に挑戦する姿を「観(み)る」ことから得 られる感動に加え,「視(み)る」ことにより,身体の効果的な使い方などの有益な情報を 得ることができます。さらに「応援」することを通じて,選手と観客が一つとなれる一体 感や帰属意識等も得ることができます。

「ささえる」という観点としては、スポーツ活動を企画・実施したり、大きなスポーツ の大会を成功させたりするためには、試合や競技に挑戦する選手を支えるスポーツボラン ティアや、様々な科学的データや知見を有する指導者など多くの人々が不可欠であり、加 えて、ドーピング防止活動や紛争解決等のスポーツ・インテグリティ*を確保するための関 係機関の存在も必要となります。

次に,「スポーツが社会活性化等に寄与する価値」については,スポーツを通じて「地域 社会の再生」,「健康で活力に満ちた長寿社会の実現」,「国民経済の発展」,「国際相互理解 の促進」等を進めることにより,社会の活性化・課題の解決に寄与することができること にあります。

また,地域のスポーツ活動を通じて社会的孤立の解消にもつながるなどの課題解決にも 寄与することができます。

以上のことから,県は,家庭をはじめ学校等の教育機関やスポーツ関係団体等と連携し, 「スポーツそのものが有する価値」と「スポーツが社会活性化等に寄与する価値」の普及 に努め,次世代に継承していけるように取り組み,スポーツの多様性と可能性を追求して いくことが重要な責務の一つであると考えます。

6 本計画における「スポーツ」の捉え方

スポーツ基本法において,スポーツとは「世界共通の人類の文化」であり,「心身の健全 な発達,健康及び体力の保持増進,精神的な充足感の獲得,自律心その他の精神の涵養等 のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」とされています。

「身体活動」について,相応のエネルギー消費を伴う活動全般であると捉えると,ルー ルに基づいて記録や勝敗を競う運動競技だけでなく,健康づくりのためのウォーキングや 気分転換のための散歩,仲間と楽しむレクリエーションや自然に親しむサイクリングなど, これら心身の健全な発達や健康・体力の保持,精神的充足感の獲得などの目的を持って意 識的に体を動かす行為全てがスポーツであるということがいえます。

このように、スポーツを広く捉えることは、全ての県民があらゆるライフステージに応 じてスポーツに参画することを促進し、ひいては楽しみや喜びといった県民の幸福に大き く寄与するものとなることから、本計画においてはスポーツ基本法における「スポーツ」 の考え方を基本とし、『楽しさや喜びといった心豊かな暮らし(Well-being)を実感するこ とができ、個人又は集団がそれぞれの自発的な参画を通して目的を持って意識的に行うあ らゆる身体活動全て』をスポーツと捉えることとします。

また、今後は加速する AI や IoT*技術の進歩により、Society 5.0*の社会における新し いスポーツのジャンルが開発されることも視野に入れ、柔軟にスポーツを捉える必要があ ります。

第2章 これまでの取組と課題解決に向けて

1 これまでの取組の検証

(1)宮城県スポーツ推進計画の施策の柱と目標

宮城県スポーツ推進計画(平成25年度から令和4年度までの計画)においては,「スポ ーツを通して活力と絆のあるみやぎを創ろう」の理念のもと,目指す姿の実現に向けた三 つの施策の柱と目標を掲げて取組を展開してきました。

	施策の柱	目標
I	生涯にわたるス ポーツ活動の推 進	 ○ 県民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも、性別や障害の 有無を問わず、安全にスポーツを「する」「みる」「支える」活動 を推進していきます。 ・ 子どもの体力が全国水準を上回る ・ 成人の週1回以上のスポーツ実施率が3人に2人(65%程度) 週3回以上のスポーツ実施率が3人に1人(30%程度) 年1回以上のスポーツ実施率の増加
П	競技力向上に向 けたスポーツ活 動の推進	 O ジュニア期からの一貫した強化体制を構築していきます。 ・ 国体総合成績10位台の維持 ・ ユースオリンピックにおける本県選手の輩出 ・ オリンピック・パラリンピックにおける本県出身のメダリストの 輩出
Ш	スポーツ活動を 支えるための環 境づくりの充実	 ○ 県民が主体となった地域のスポーツ環境を整備していきます。 ・ 総合型地域スポーツクラブ*の県内全市町村への設置

(2)目標の達成状況

施策の柱	目標	現状
	子どもの体力が全国水準を上回 る	 中学2年生男子を除き、 全国水準を下回っている。 (令和4年度全国体力・運動能力、 運動習慣等調査) P23図21参照
I 生涯にわたるスポー	成人の週1回以上のスポーツ実 施率が3人に2人(65%程度)	40.0% (令和3年度スポーツに関する県民 アンケート調査) P20図18-2参照
ツ活動の推進	成人の週3回以上のスポーツ実 施率が3人に1人(30%程度)	27.1% (令和3年度スポーツに関する県民 アンケート調査) P20図18-2参照
	成人の年1回以上のスポーツ実 施率の増加	H22年度 67.9% R 3年度 43.4% (令和3年度スポーツに関する県民 アンケート調査) P20図18-1参照
	国体総合成績10位台の維持	直近大会総合成績27位 (令和4年・第77回大会) P24図22参照
Ⅱ 競技力向上に向けた スポーツ活動の推進	ユースオリンピックにおける本 県選手の輩出	計画期間2013年から 2022年まで 2人輩出
	オリンピック・パラリンピック における本県出身のメダリスト の輩出	 計画期間2013年から 2022年まで本県出身・本県 ゆかりの選手 メダリスト 11人輩出
 Ⅲ スポーツ活動を支え るための環境づくりの 充実 	総合型地域スポーツクラブの県 内全市町村への設置	設置率71.4% (25/35市町村 令和3年度末 現在) P25図25参照

(3)目標達成状況の検証

平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災により、本県は極めて甚 大な被害を受けましたが、そのような中においてもスポーツ活動は県民に心身の 健康と笑顔・勇気をもたらし、復興に向かう原動力のひとつとなり、改めてスポ ーツの持つ力を多くの県民が再認識することができました。特に、復興五輪を理 念の一つに掲げた「東京2020大会」においては、本県ゆかりの選手が多数参 加し、大いに活躍するなど県民に大きな感動を与えました。

一方で、令和2(2020)年から新型コロナウイルス感染症が世界的に流行し、感 染予防対策のために人と人との接触の機会を減らす施策がとられ、それに伴い運 動やスポーツに触れる機会が激減するような社会情勢になりました。

このような激動の時期に推進してきた現行計画の三つの施策の柱のうち「生涯 にわたるスポーツ活動の推進」については、子どもの体力が全国水準を上回ると いう目標に対し、小学校5年生及び中学校2年生を対象とした、全国体力・運動 能力、運動習慣等調査結果では、中学2年生男子以外は体力合計点が全国値より 低い状況が続いています。成人の週1回以上のスポーツ実施率は目標を大きく下 回りましたが、実施率は前回調査よりも増加傾向にあります。

また,成人の週3回以上のスポーツ実施率は全国調査と比較すると低調ではあ りますが,目標に近づく結果となりました。しかし,年1回以上のスポーツ実施 率は激減し,スポーツを行っている方と行っていない方の二極化が更に進むとい う結果となりました。これは,新型コロナウイルス感染症の影響も考えられます が,今後も動向を注視していく必要があります。

二つ目の施策の柱,「競技力向上に向けたスポーツ活動の推進」については,オ リンピック・パラリンピック及びユースオリンピックにおいて目標どおり選手を 多数輩出することができました。一方,国民体育大会の順位については,平成 13(2001)年開催のみやぎ国体以降は低迷が続いており,10位台の維持という 目標達成のため,更に関係団体と連携・協力し,競技力強化を図る必要がありま す。

三つ目の施策の柱,「スポーツ活動を支えるための環境づくりの充実」について は,目標としていた総合型地域スポーツクラブの県内全市町村への設置には至っ ておらず,引き続き,住民のスポーツ環境の基盤整備に向け全市町村への設置を 目指すとともに,中学校等の運動部活動の地域移行における受け皿としての役割 も期待されることから,活動内容の充実に向け支援していく必要があります。

2 国の動向

平成27(2015)年10月に,文部科学省や厚生労働省など複数の省庁が担っていた役割, 施策を総合的に調整し,スポーツ行政を一体的に推進するため,スポーツ庁が設置されま した。スポーツ庁は,スポーツ基本法の趣旨を踏まえ,スポーツを通じて「国民が生涯に わたり心身ともに健康で文化的な生活を営む」ことができる社会の実現を目指しており, 国のスポーツ施策の中核を担っています。

また、スポーツ施策の推進に当たっては、平成29(2017)年3月に「第2期スポーツ基 本計画」、令和4(2022)年3月には「第3期スポーツ基本計画」が策定されており、これら はスポーツ基本法の理念を具体化し、国、地方公共団体及びスポーツ団体等が一体となっ てスポーツ立国の実現を目指す上での重要な指針として位置付けられています。

「第3期スポーツ基本計画」においては、スポーツを取り巻く環境や社会的状況の進展・ 変化を踏まえ、国民が「する」、「みる」、「ささえる」ことを真に実現できる社会を目指す ため、新たに①社会の変化や状況に応じて、既存の仕組みにとらわれずに柔軟に対応して スポーツを「つくる/はぐくむ」という視点、②様々な立場・背景・特性を有した人・組 織が「あつまり」、「ともに」活動し、「つながり」を感じながらスポーツに取り組める社会 の実現を目指すという視点、③性別、年齢、障害の有無、経済的事情、地域事情等にかか わらず、全ての人がスポーツにアクセスできるような社会の実現・機運の醸成を目指すと いう視点の必要性が謳われています。

第3期スポーツ基本計画(概要)

[第2期計画期間中の総括]

- ① 新型コロナウイルス感染症:
- ▶ 感染拡大により、スポーツ活動が制限

1

- ② 東京オリンピック・パラリンピック競技大会:
- ▶ 1年延期後、原則無観客の中で開催
- 人口減少・高齢化の進行 ▶ 地域間格差の広がり
- ▶ DXなど急速な技術革新

③ その他社会状況の変化:

- イフスタイルの変化
- > 持続可能な社会や共生社会への移行

東京オリ・パラ大会のスポーツ・レガシーの継承・発展に資する重点施策

- こうした出来事等を通じて、改めて確認された
- ・「楽しさ」「喜び」「自発性」に基づき行われる本質的な 『スポーツそのものが有する価値』 (Well-being)
- ・スポーツを通じた地域活性化、健康増進による健康長寿社会の 実現、経済発展、国際理解の促進など『スポーツが社会活性化 等に寄与する価値」

を更に高めるべく、第3期計画では次に掲げる施策を展開

共生社会の実現や 持続可能な国際競技力の向上 スポーツを通じた国際交流・協力)東京大会に向けて、世界中の人々にスポーツの 価値を届けたスポーツ・フォー・トゥモロー (SFT)事業で培われた官民ネットワークを活用 多様な主体によるスポーツ参画の促進 東京大会の成果を一過性のちのとせず)東京大会による共生社会への理解・関心の 高まりと、スポーツの機運向上を契機とした スポーツ参画を促進 持続可能な国際競技力を向上させるため、 ・NFの強化戦略ブランの実効化を支援 ・アスリート育成パスウェイを構築 更なる国際協力を展開、スポーツSDGsにも 貢献 (ドーピング防止活動に係る人材・ネットワークの活用等) スポーツ医・科学、情報等による支援を充実地域の競技力向上を支える体制を構築 ○ オリパラ教育の知見を活かしたアスリートと の交流活動等を推進 地方創生・まちづくり スポーツに関わる者の心身の安全・安心確保 大規模大会の運営ノウハウの継承)東京大会による地域住民等のスポーツへの 関心の高まりを地方創生・まちづくりの取組に)東京大会でも課題となったアスリート等の心身の 安全・安心を脅かす事態に対応するため、 新型コロナウイルス感染症の影響下とい ...)新型コロナワイル人感染症の影響トという う困難な状況の下で、東京大会を実施した ノウハウを、スポーツにおけるホスピタリ ティの向上に向けた取組も含め今後の大規 模な国際競技大会の開催運営に継承・活用 活かし、将来にわたって継続・定着 ・誹謗中傷や性的ハラスメントの防止 ○ 国立競技場等スポーツ施設における地域のまち 熱中症対策の徹底など安全・安心の確保 づくりと調和した取組を推進 ・暴力根絶に向けた相談窓口の一層の周知・活用 2.スポーツの価値を高めるための第3期計画の新たな「3つの視点」を支える施策 スポーツで「あつまり、ともに、つながる」 スポーツを「<u>つくる / はぐくむ</u>」 スポーツに「誰もがアクセスできる」 社会の変化や状況に応じて、既存の仕組みにとらわれずに 柔軟に見直し、最適な手法・ルールを考えて作り出す。 性別や年齢、障害、経済・地域事情等の違い等によって、 スポーツの取組に差が生じない社会を実現し、機運を醸成。 様々な立場・背景・特性を有した人・組織があつまり、 ともに課題に対応し、つながりを感じてスポーツを行う。 ◆施設・設備整備、プログラム提供、啓発活動に より誰もが─緒にスポーツの価値を享受できる、 ◆ 住民誰もが気軽にスポーツに親しめる「場づくり」等の ◆ 柔軟・適切な手法や仕組みの導入等を通した、 機会の提供 多様な主体が参加できるスポーツの機会創出 ◆ 居住地域ごかかわらず、全国のアスリートがスポーツ医・ 科学等の支援を受けられるよう地域機関の連携強化

- ◆ スポーツに取り組む者の自主性・自律性を促す 指導ができる質の高いスポーツ指導者の育成 ◆デジタル技術を活用した新たなスポーツ機会や、
 - ◆スポーツ分野の国際協力や魅力の発信

3. 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む12の施策

①多様な主体におけるスポーツの機会創出

新たなビジネスモデルの創出などDXを推進

地域や学校における子供・若者のスポーツ機会の充実と体力向上、 体育の授業の充実、運動的活動改革の推進、女性・障害者・働く 世代・子育て世代のスポーツ実施率の向上 等

④ スポーツの国際交流・協力

導に精通した指導者養成支援 等

国際スポーツ界への意思決定への参画支援、スポーツ産業の 国際展開を促進するプラットフォームの検討 等

⑦スポーツによる地方創生、まちづくり

武道やアウトドアスポーツ等のスポーツツーリズムの更なる 推進など、スポーツによる地方創生、まちづくりの創出の全 国での加速化等

10 スポーツ推進のためのハード、ソフト、人材 民間・大学も含めた地域スポーツ施設の有効活用の促進、地域 スポーツコミッションなど地域 曹勢 静識の活用、全NFでの

人材育成及び活用に関する計画策定を促進、女性のスポーツ指

- スポーツを通じた共生社会の実現
- ◆ スポーツ団体のガバナンス・経営力強化、関係 団体等の連携・協力による我が国のスポーツ体制 の強化

② スポーツ界におけるDXの推進

先進技術を活用したスポーツ実施のあり方の拡大、デジタル 技術を活用した新たなビジネスモデルの創出等

⑤ スポーツによる健康増進 健康増進に資するスポーツに関する研究の充実・調査研究成 果の利用促進、医療・介護や企業・保険者との連携強化等

⑧ スポーツを通じた共生社会の実現 障害者や女性のスポーツの実施環境の整備、国内外のスポーツ

団体の女性役員候補者の登用・育成の支援、意識啓発・情解発 信等

11 スポーツを実施する者の安全・安心の確保 暴力や不適切な指導等の根絶に向けた指導者養成・研修の実施 スポーツ安全に係る情報発信・安全対策の促進等

◆ 本人が望まない理由でスポーツを途中で諦めることがない継続的なアクセスの確保

③ 国際競技力の向上

中長期の強化戦略に基づく競技力向上支援システムの確立、地 域における競技力向上を支える体制の構築、国・JSPO・地方公 共団体が一体となった国民体育大会の開催 等

⑥ スポーツの成長産業化

スタジアム・アリーナ整備の着実な推進、他産業とのオープ ンイノベーションによる新ビジネスモデルの創出支援等

⑨スポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化

ガバナンス・コンプライアンスに関する研修等の実施 スポーツ団体の戦略的経営を行う人材の雇用創出を支援等

12 スポーツ・インテグリティの確保

スポーツ団体へのガバナンスコードの普及促進、スポーツ 仲裁・調停制度の理解智能等の推進、教育研修や研究活動等を 通じたドーピング防止活動の展開 等

『感動していただけるスポーツ界』の実現に向けた目標設定

全ての人が自発的にスポーツに取り組むことで自己実現を図り、スポーツの力で、前向きで活力ある社会と、絆の強い社会を目指す

♀ 国民のスポーツ実施率を向上 成人の週1回以上のスポーツ実施率を 70%(障害者は40%)

1年に一度以上スポーツを実施する成 人の割合を100%に近づける (障害者 は70%を目指す)

♀ オリンピック・パラリンピック等の 国際競技大会で、過去最高水準の金メダル 数、総メダル数、入賞者数、メダル獲得 競技数等の実現

- ♀ 生涯にわたって運動・スポーツを継続 したい子供の増加 (児童86%⇒90%、生徒82%⇒90%)
- ♀ 子供の体力の向上 (新体力テストの総合評価C以上の 児童68%⇒<u>**80%**</u>、生徒75%⇒<u>**85%**</u>)
- Q スポーツを通じて活力ある社会を実現 スポーツ市場規模15兆円の達成 1 (2025年まで) スポーツ・健康まちづくりに取り組む
- 地方公共団体の割合15.6%⇒40%

♀ 誰もがスポーツに参画でき、共に活動できる 社会を実現

- ✓ 体育授業への参加を希望する障害のある児童 生徒の見学ゼロを目指した学習プログラム開発
- √ スポーツ団体の女性理事の割合を40%

♀ スポーツを通じて世界とつながる

√ ポストSFT事業を通じて世界中の国々の700万 人の人々への裨益を目標に事業を推進 国際競技連盟(IF)等役員数37人規模の維持 拡大

出典:第3期スポーツ基本計画(概要)(スポーツ庁)

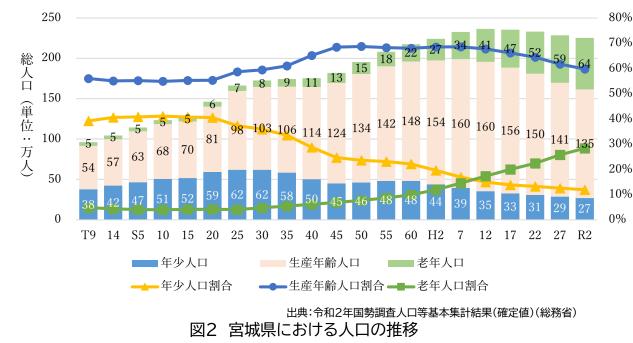
τ

3 本県における社会の現状

(1)人口

本県の人口は平成15(2003)年の推計人口の237万1,683人をピークに減少に転 じました。平成24(2012)年及び25(2013)年には震災に伴う復興需要の影響もあり微増 となりましたが、平成26(2014)年に再び減少に転じ、減少傾向は継続しています。

令和2(2020)年の国勢調査による宮城県の人口は、230万1,996人で、年少人口 (15歳未満)の割合が11.9%、生産年齢人口(15~64歳)の割合が59.7%、老 年人口(65歳以上)の割合が28.3%となっています。〔図2〕



(2)合計特殊出生率*

本県の合計特殊出生率は、低下傾向にあります。平成16(2004)年・17(2005)年は 1.24まで低下した後、平成18(2006)年・19(2007)年・20(2008)年は3年連続で前 年を上回りましたが、平成27(2015)年に1.36となったのをピークに低下傾向に転じ、 令和2(2020)年は1.20で前年の1.23を0.03ポイント下回り過去最低となりました。 〔図3〕

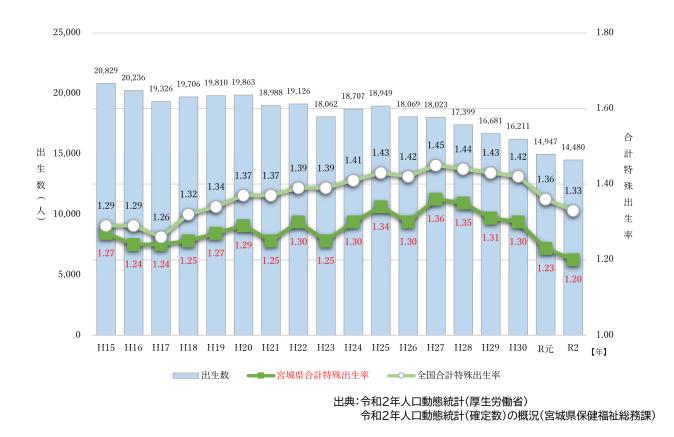
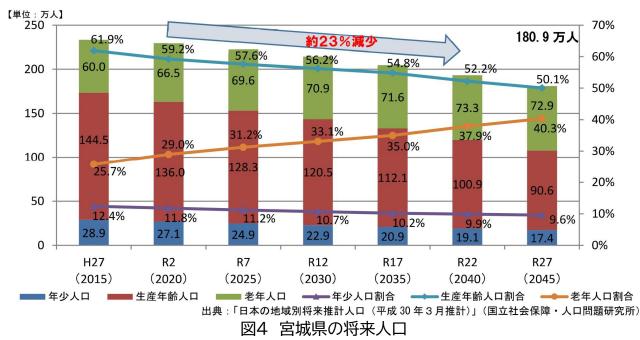


図3 出生数及び合計特殊出生率

(3)将来人口

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和12(2030)年の宮城県の人口は約214万4,000人、令和27(2045)年には約180万9,000人になると見込まれています。生産年齢人口(15~64歳)及び年少人口(15歳未満)は、今後更に減少しますが、老年人口(65歳以上)は増加し、令和27(2045)年の高齢化率*は40.3%に達すると見込まれています。〔図4〕



(4)平均寿命*と健康寿命*

平均寿命は医療福祉の充実により年々延伸しており、令和2(2020)年の平均寿命は男性が81.70歳、女性が87.51歳となっています。〔図5、図6〕

また,健康寿命も延伸傾向にあり,令和2(2020)年においては,男性で72.90歳, 女性で約75.10歳となっています。〔図7,図8〕

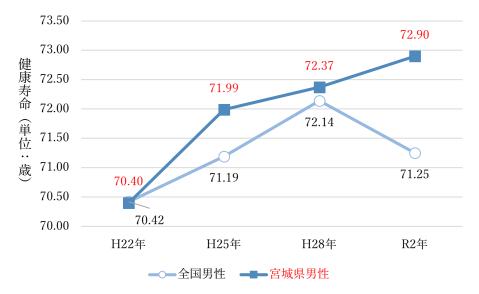


出典:令和2年都道府県別生命表(厚生労働省)

図5 平均寿命の推移(男性)

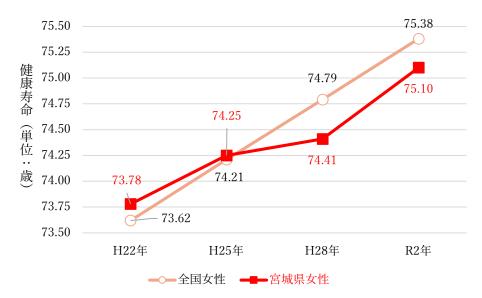


図6 平均寿命の推移(女性)



出典:令和3年度版データからみたみやぎの健康(宮城県健康推進課)

図7 健康寿命の推移(男性)



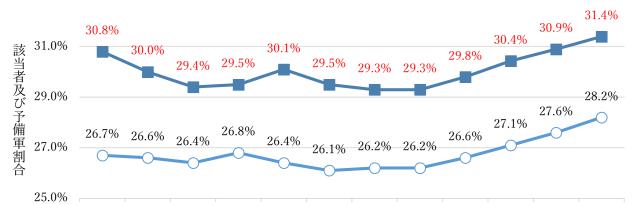
出典:令和3年度版データからみたみやぎの健康(宮城県健康推進課)

図8 健康寿命の推移(女性)

(5)健康状態

メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)は、心疾患や脳卒中など様々な生活習慣病を引き起こすことにつながります。本県の令和元年度におけるメタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合は31.4%となっており、全国値を上回る状態が続いています。〔図9〕

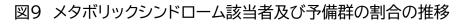
また,子どもの健康づくりにおいて,肥満を予防することは重要なこととされています が,本県の肥満傾向児出現率は全国値よりも高い傾向にあり,令和3年度は全年齢で全国 値を上回っています。〔図10,図11〕



H20年度 H21年度 H22年度 H23年度 H24年度 H25年度 H26年度 H27年度 H28年度 H29年度 H30年度 R元年度

----全国 **-----**宮城県

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
全国順位 (ワースト)	2位	2位	2位	2位	2位	2位	3位	3位	3位	2位	2位	2位
出典:令和3年度版データからみたみやぎの健康(宮城県健康推進課												





出典:令和3年度学校保健統計調查(確報値)(文部科学省)



図10 肥満傾向児の出現率(男子)

出典:令和3年度学校保健統計調查(確報値)(文部科学省)

図11 肥満傾向児の出現率(女子)

(6)世帯数·家族形態

本県の令和2(2020)年における一般世帯数は980,549世帯で,平成27(2015)年の942,569世帯と比較して37,980世帯,約4.0%増加しています。

一方,一般世帯の1世帯人員は2.30人で,平成27(2015)年の2.43人から0.13 人減少しています。〔図12〕

また,令和2(2020)年国勢調査結果では,高齢者(65歳以上)がいる世帯は 402,921世帯で一般世帯数に占める割合は41.1%となっており,そのうち高齢夫 婦世帯*が102,638世帯,単身世帯が約97,239世帯となっています。〔表1〕



出典:令和2年国勢調查人口等基本集計(総務省)

出典:令和2年国勢調查人口等基本集計(総務省)

図12 宮城県の一般世帯数及び1世帯あたり平均人員の推移

	一般世帯数	-					
区分	(単位:世帯)	高齡者世帯					
	(半位・位帝)	'마'의 타'마	高齡夫婦世帯	単身世帯			
S60	639,197	161,857	17,164	12,152			
300	039,197	(25.3%)	(2.7%)	(1.9%)			
H2	602 426	192,168	25,933	18,178			
пг	692,436	(27.8%)	(3.7%)	(2.6%)			
H7	774,830	223,721	39,029	26,560			
пі		(28.9%)	(5.0%)	(3.4%)			
H12	831,669	274,804	53,376	37,779			
ПIZ		(33.0%)	(6.4%)	(4.5%)			
H17	858,628	309,989	65,436	50,323			
		(36.1%)	(7.6%)	(5.9%)			
H22	900,352	341,031	77,063	63,203			
ПZZ	900,352	(37.9%)	(8.6%)	(7.0%)			
H27	044 720	380,365	90,047	85,398			
Π21	944,720	(40.3%)	(9.5%)	(9.0%)			
R2	080 540	402,921	102,638	97,239			
112	980,549	(41.1%)	(10.5%)	(9.9%)			

表1 宮城県の高齢者世帯数の推移

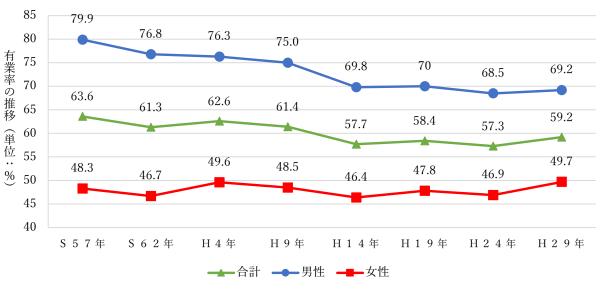
て

(7)就業形態

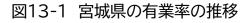
平成29(2017)年の「就業構造基本調査」では、本県の有業率(「15歳以上人口」に 占める有業者の割合)は、男性69.2%、女性49.7%、全体で59.2%となっていま す。〔図13-1〕

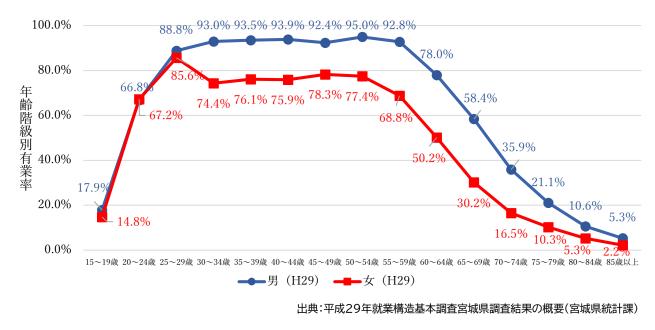
また、年齢階級別有業率は、男性は台形型、女性はM字型を示しています。

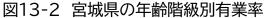
〔図13-2〕



出典:平成29年就業構造基本調査宮城県調査結果の概要(宮城県統計課)







(8)総実労働時間

平成29(2017)年3月,政府は「働き方改革実行計画」を策定し,長時間労働の是正や 柔軟な働き方がしやすい環境整備,子育て・介護等と仕事の両立,障害者の就労等に取り 組むこととしました。

総実労働時間については,全国に比べて宮城県の総実労働時間の方が上回っています が,その推移としては減少傾向にあります。〔図14〕



⁽注)1.事業所規模5人以上 出典:毎月勤労統計調査(厚生労働省)

図14 宮城県の総実労働時間

(9)障害者手帳の交付状況

令和3年度末における本県の身体障害者手帳所持者数は78,479人,療育手帳所持 者数は22,342人,精神障害者保健福祉手帳所持者数は20,654人となっており,障 害者手帳所持者総数は,延べ121,475人となっています。

年々,障害者手帳所持者総数が増加傾向にあり,特に療育手帳及び精神障害者保健福祉 手帳の所持者数が増加傾向にあります。〔図15〕



参考:宮城県障害福祉課

図15 宮城県の障害者手帳の交付の推移

(10)要介護者等の状況

高齢化の進行に伴い,要介護・要支援の状態になるおそれが高いとされる後期高齢者 の数が徐々に増加することにより,高齢者全体に占める要介護者等も増加していくものと 予想されています。〔表2〕

	R2年度		R2年度 R3年度 R4年度		度	R5年度		R7年度		R22年度		
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
要支援1	19,475	16.4	20,122	16.5	20,562	16.6	21,025	16.7	21,850	16.7	26,316	16.5
要支援2	14,870	12.5	15,255	12.5	15,592	12.6	15,926	12.6	16,392	12.6	19,093	12.0
要介護1	24,565	20.7	24,941	20.5	25,344	20.4	25,778	20.4	26,681	20.5	33,148	20.8
要介護2	19,741	16.6	20,180	16.6	20,496	16.5	20,794	16.5	21,418	16.4	26,298	16.5
要介護3	14,605	12.3	15,007	12.3	15,277	12.3	15,515	12.3	16,046	12.3	19,841	12.4
要介護4	15,365	12.9	15,895	13.1	16,204	13.1	16,500	13.1	17,078	13.1	21,345	13.4
要介護5	10,255	8.6	10,325	8.5	10,466	8.4	10,629	8.4	10,983	8.4	13,521	8.5
計	118,876		121,725		123,941		126,167		130,448		159,562	
	出典:第8期みやぎ高齢者元気プラン(宮城県長寿社会政策課)											

表2 宮城県の要介護・要支援認定者の推計

(11)交流人口*

本県の交流人口は,近年,沿岸部を中心としたイベントや観光集客施設の開業などに伴い,観光客入込数と宿泊観光客数が東日本大震災以前の水準を超え,令和元(2019)年には 過去最多を更新しました。しかし,令和2(2020)年は,新型コロナウイルス感染症の影響 により,観光客入込数は前年に比べ28,513人減の39,448人となり,約42.0% 減少したほか,宿泊観光客数は前年に比べ4,022人減の5,866人となり,約40.7 %減少しました。〔図16〕



出典:観光統計概要(宮城県観光政策課)

(単位: 人数:人 構成比:%)

図16 宮城県の観光客の推移

(12)在留外国人数*

在留管理制度の改正により現在の統計が始まった平成24(2012)年以降,県内の在留外 国人は毎年増加傾向にありましたが,令和2(2020)年は新型コロナウイルス感染症の影響 により減少し,県人口に占める割合は1.00%となっています。〔図17〕

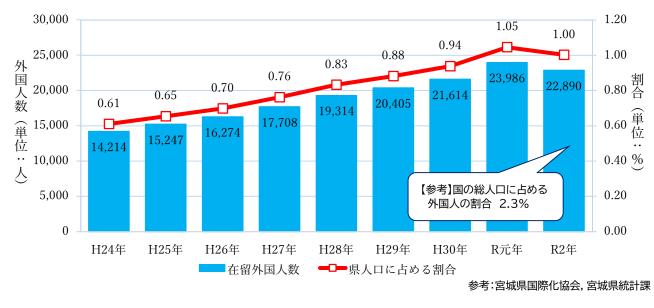


図17 宮城県の在留外国人の推移

4 本県におけるスポーツの現状

(1)スポーツ実施率・運動習慣

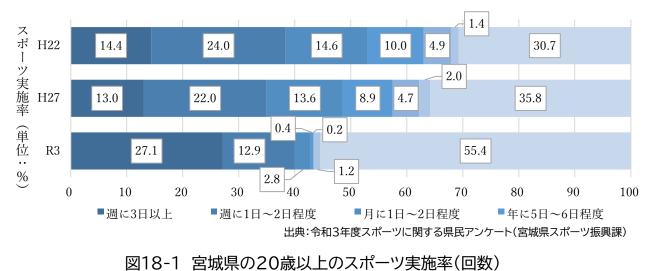
令和3年度スポーツに関する県民アンケート調査(以下「県民アンケート調査」という。)では、20歳以上で「週3回以上」スポーツを行っている人の割合は27.1%で、前回(平成27年度)調査の13.0%から14.1ポイント、「週1回以上」は40.0%で、前回の35.0%から5.0ポイントそれぞれ増加しました。一方で「行っていない」 人の割合は55.4%で、前回の35.8%から19.6ポイント増加するなど、運動・スポーツへの取組の二極化が見られました。〔図18-1,図18-2〕

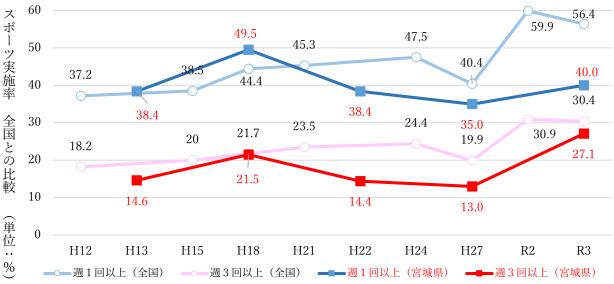
また、スポーツ実施率について男性と女性を比較した場合、女性の実施率が低い傾向に あり、さらに、年代別に比較すると、男女ともに週3回以上のスポーツ実施率は「70歳 以上」が最高値となっています。〔図19−1、図19−2〕

次に、令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査では、本県の小学5年生のうち、1週間の総運動時間が420分※よりも少ない者の割合は、男女ともに全国値よりも高い傾向にあります。〔図20-1〕

一方で、中学2年生では、1週間の総運動時間が420分を超える者の割合が、男女と もに全国値よりも高い傾向にあります。〔図20-2〕

(※「420分」は、運動習慣が身についている目安とされる「1日60分の運動」を週 7日間行った場合の時間)。





出典:令和3年度スポーツに関する県民アンケート(宮城県スポーツ振興課)

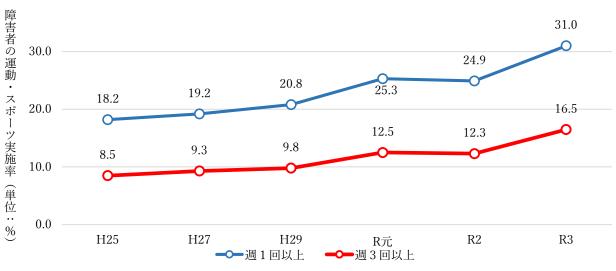
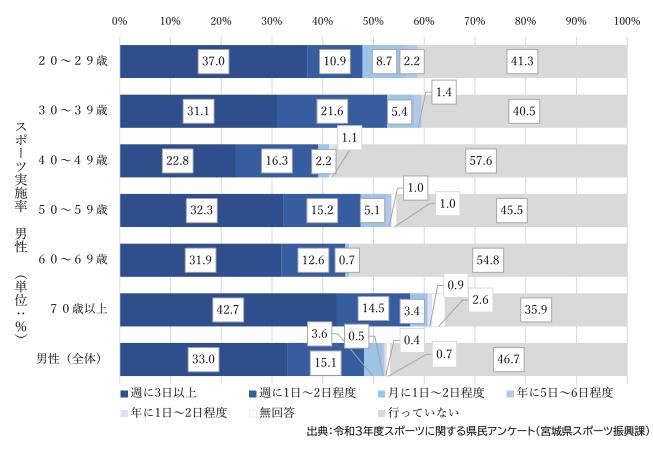
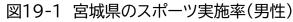


図18-2 宮城県の20歳以上のスポーツ実施率(全国との比較)

出典:令和3年度「障害者スポーツ参加促進に関する調査研究」の調査結果(スポーツ庁)

図18-3 全国の障害者(20歳以上)の運動・スポーツ実施率

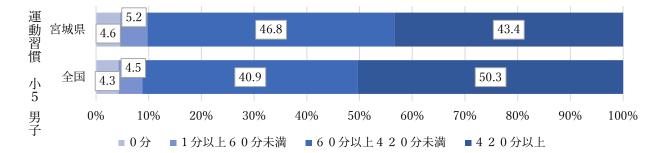


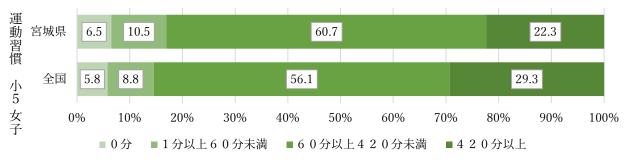




出典:令和3年度スポーツに関する県民アンケート(宮城県スポーツ振興課)

図19-2 宮城県のスポーツ実施率(女性)





出典:令和4年度全国体力・運動能力,運動習慣等調査(スポーツ庁)

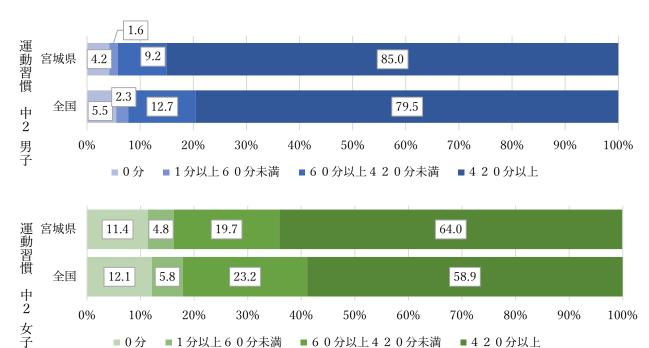


図20-1 小学5年生の運動習慣

■1分以上60分未満 ■60分以上420分未満 ■420分以上

出典:令和4年度全国体力・運動能力,運動習慣等調査(スポーツ庁)

図20-2 中学2年生の運動習慣

(2) 子どもの体力・運動能力

令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の体力合計点では、小学5年生の 男子・女子、中学2年生の女子が全国値より低くなっています。

また、全国の傾向としては、令和元年度から小中学生の男子・女子ともに体力合計点が 低下しており、本県においても全国と同様に低下傾向に転じています。〔図21〕

第 2 章









図21 小学5年生,中学2年生体力合計点の推移

(3)国民体育大会の成績

平成13(2001)年のみやぎ国体以降,国民体育大会総合成績は下降傾向にあり,平成 23(2011)年以降は20位以下と低迷が続いています。直近の大会(令和4(2022)年)に おいては,総合成績27位となっています。〔図22〕

(※令和2(2020)年, 3(2021)年の国民体育大会は新型コロナウイルス感染症の影響により中止)。

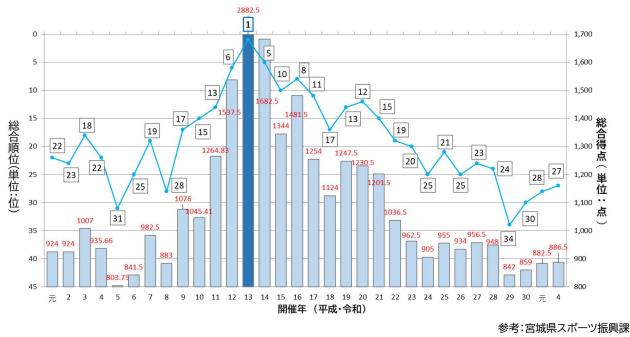
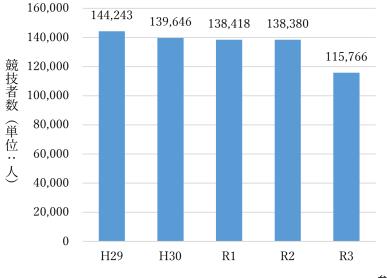


図22 国民体育大会総合成績

(4) 競技団体登録競技者数

令和3年度末現在の県スポーツ協会加盟競技団体登録競技者数は115,766人となっており、減少傾向にあります。〔図23〕



参考:宮城県スポーツ振興課

図23 県スポーツ協会加盟競技団体登録競技者数(国民体育大会競技)

(5)公認スポーツ指導者資格登録者数

令和4年10月現在の公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者(競技別指導者(スタートコーチを除く))資格登録者数は2,768人で,令和4年3月末現在の公益財団法人日本パラスポーツ協会公認障害者スポーツ指導員登録者数は,535人となっています。〔図24〕

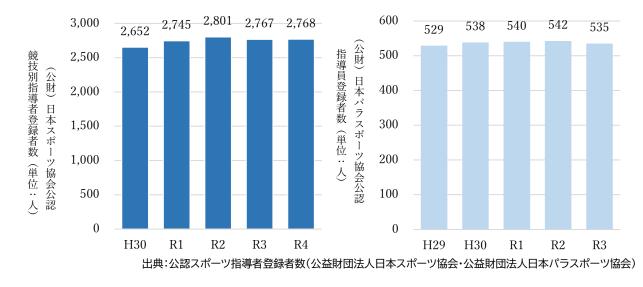
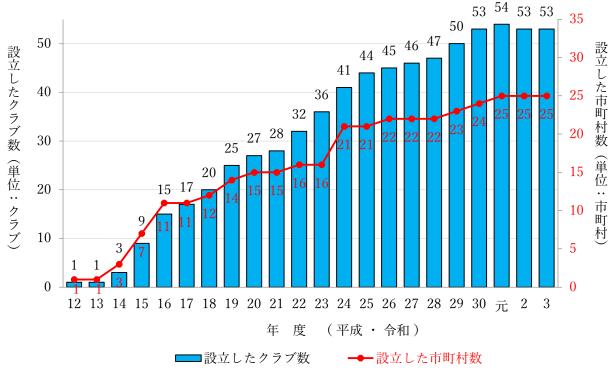


図24 宮城県の公認スポーツ指導者資格登録者数

(6)総合型地域スポーツクラブ数

令和3年度末現在,県内25市町に53クラブが設置されており,県内各市町村の設置 率は71.4%となっています。〔図25〕



参考:宮城県スポーツ振興課

図25 宮城県内の総合型地域スポーツクラブ数・設立市町村数

(7)スポーツ少年団数

令和3年度末現在の登録スポーツ少年団数は、1,132団で、団員数は20,277人と なっており、団数・団員数とも減少傾向にあります。〔図26〕

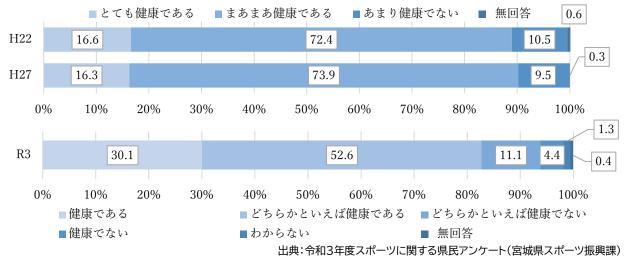


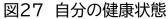


(8)健康・スポーツに関する意識

イ 県民の健康状況

令和3年度の県民アンケート調査では、「健康である」人と「どちらかといえば健康 である」人の割合は82.7%で、前回の県民アンケート調査の「とても健康である」人 と「まあまあ健康である」人の90.2%と比較すると、7.5ポイント低くなっていま す。〔図27〕





ロ 運動・スポーツに関する情報について

令和3年度の県民アンケート調査では、運動・スポーツに関して知りたい情報として 「施設の有無や施設概要」、「施設の利用方法」、「大会・イベント情報」が多く、前回・ 前々回調査と変わらず上位となっています。〔図28・表3〕

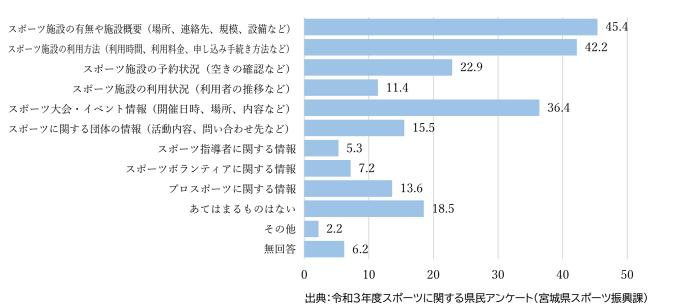


図28 運動・スポーツに関して知りたい情報(複数回答)

(%) 順位 平成22年度 平成27年度 令和3年度 1位 施設の有無や施設概要 43.5 施設の有無や施設概要 44.3 施設の利用方法 45.4 2位 施設の利用方法 43.8 施設の有無や施設概要 42.0 施設の利用方法 42.2 3位 大会・イベント情報 30.5 大会・イベント情報 28.4 大会・イベント情報 36.4 4位 施設の予約状況 19.9 施設の予約状況 23.7 施設の予約状況 22.9 5位 スポーツに関する団体の情報 18.1 関心がないのでわからない 16.0 スポーツに関する団体の情報 15.5

出典:令和3年度スポーツに関する県民アンケート(宮城県スポーツ振興課)

表3 運動・スポーツに関して知りたい情報(複数回答)

ハ 運動・スポーツ情報の入手方法

令和3年度の県民アンケート調査では、運動・スポーツ情報の入手方法は「テレビ・ラジオ番組」による割合が73.3%と最も多くなっています。

また,テレビ・ラジオ番組以外の入手方法を年代別に比較すると,若年層ほど「ホ ームページ」,「SNS」から,高齢層では,「新聞」,「行政が出す刊行物・パンフレッ ト」からが多くなっています。〔表4・図29〕

(%)

順位	平成22年度	平成27年度	令和3年度			
1位	行政が出す刊行物・パンフレット	53.5	行政が出す刊行物・パンフレット	45.4	テレビ・ラジオ番組	73.3
2位	新聞・雑誌広告	37.2	新聞・雑誌広告	30.7	新聞・雑誌広告	37.3
3位	テレビ・ラジオ番組	32.9	テレビ・ラジオ番組	28.5	行政が出す刊行物・パンフレット	22.7
4位	知人・友人・家族からの情報	31.1	インターネット	25.9	ホームページ	21.1
5位	インターネット	20.1	知人・友人・家族からの情報	23.9	SNS	16.6

出典:令和3年度スポーツに関する県民アンケート(宮城県スポーツ振興課)

表4 運動・スポーツに関する情報の入手方法(複数回答)

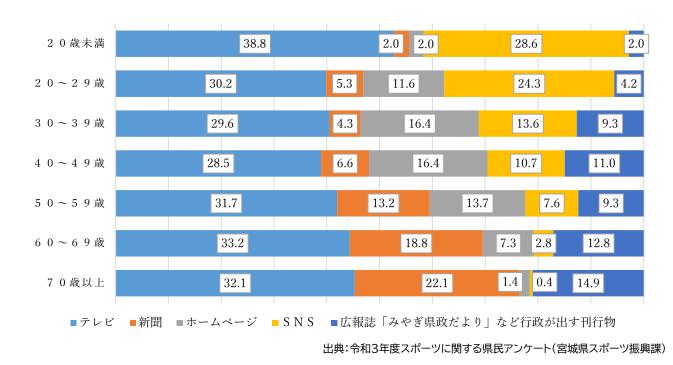


図29 上位5項目 年代別情報の入手方法

二 県民の地域スポーツ活動への参加

令和3年度の県民アンケート調査では、地域自治体が主催するスポーツ・レクリエー ション行事に参加したことのある人の割合は37.4%で、前回の39.9%から、2.5 ポイント減少しており、その割合は減少傾向にあります。〔図30〕

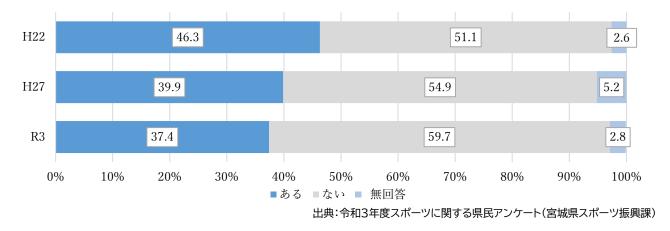
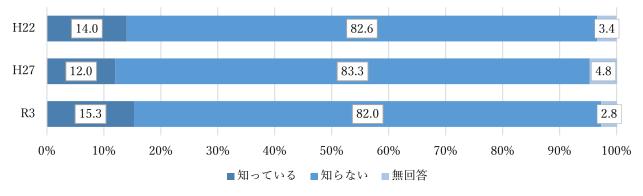


図30 地域の自治体が主催するスポーツ・レクリエーション行事への参加経験

ホ 総合型地域スポーツクラブの認知度

令和3年度の県民アンケート調査では、認知度は微増しているものの、総合型地域 スポーツクラブを「知らない」人の割合は82.0%となっています。〔図31〕



出典:令和3年度スポーツに関する県民アンケート(宮城県スポーツ振興課)

図31 総合型地域スポーツクラブの認知度

へ 障害者スポーツへ関わった事がある人の割合

令和3年度の県民アンケート調査では、障害者スポーツを行っている・関わった事が ある人の割合は、2.6%となっています。〔図32〕

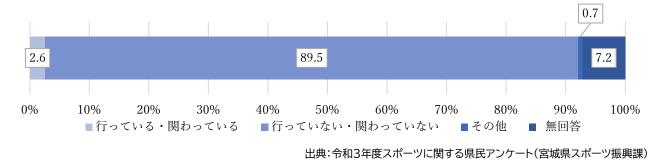
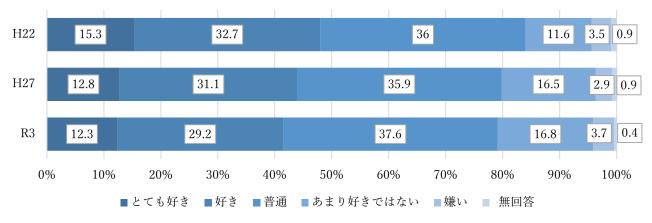


図32 障害者スポーツとの関わり

ト 運動・スポーツをすることが好きと感じる人の割合

令和3年度の県民アンケート調査では,運動・スポーツをすることが「とても好き」,「好き」と感じる人の割合は41.5%で,前回の43.9%から2.4ポイント減少しており,その割合は減少傾向にあります。〔図33〕



出典:令和3年度スポーツに関する県民アンケート(宮城県スポーツ振興課)

図 33 運動・スポーツをすることが好きと感じる人

チ 運動不足を感じる人の割合

令和3年度の県民アンケート調査では,運動不足を,「大いに感じる」,「ある程度感じる」人の割合は83.4%となっています。〔図34〕

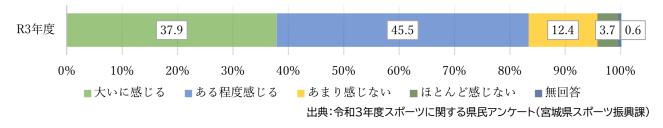


図 34 運動不足を感じる人

リ 1年間に運動やスポーツを行わなかった理由

令和3年度の県民アンケート調査では、1年間に運動やスポーツを行わなかった理由 は、「仕事や家事が忙しいから」、「新型コロナウイルス感染症の影響による日常生活の 変化」が多くなっています。

また、心理的要因である「面倒くさいから」という理由も上位となっており、さらに 女性については、「子どもに手がかかるから」、「運動・スポーツが嫌いだから」と回答 した割合は、男性と比較して多くなっています。〔図35〕

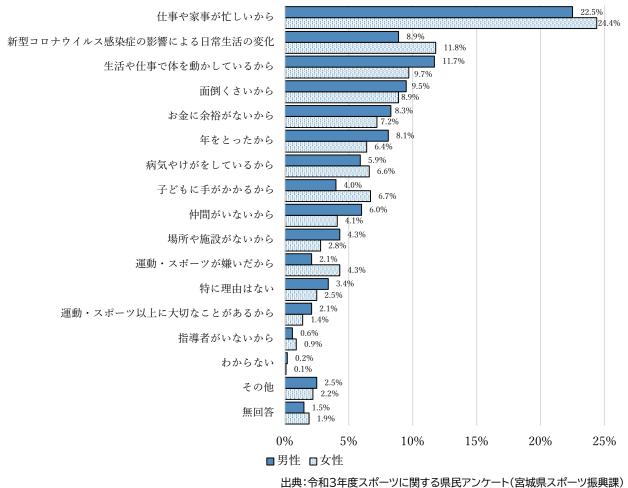


図 35 1年間に運動やスポーツを行わなかった理由

(9)東京2020大会の取組

「復興五輪」の理念を掲げて開催された東京2020大会は,開催前から都市ボランティアの募集・研修,市町による海外選手団とのホストタウン交流,パラスポーツの普及促 進等といった取組が県内各地で行われ,大会に向けた気運の醸成が図られました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、大会史上初の1年開催延期となり、感染収束 の見通しが立たない中で大会を迎えることとなりましたが、多くの関係者や県民の協力も あり、本県では被災沿岸部を中心に聖火リレーが行われ、復興した街の姿や復興支援への 感謝を世界に発信しました。

また,全国の競技会場のほとんどが無観客となる中,本県では万全の感染症対策を講じ, 有観客でサッカー競技を開催し,延べ約20,000人の方々が試合を観戦しました。



宮城県総合運動公園宮城スタジアムの様子

(10)プロスポーツチーム等との連携

本県には、「東北楽天ゴールデンイーグルス」、「ベガルタ仙台」、「仙台89ERS」及び「マ イナビ仙台レディース」をはじめとするプロリーグに所属するプロスポーツチームのほか、 国内の主要リーグで活躍するスポーツチームがあります。こうしたスポーツチームは、行 政や各種団体と連携し、地域の活性化や青少年の健全育成などに貢献する地域共有の財産 となっています。

(11)多彩なロードレースの開催

本県では,関係競技団体や企業,各自治体の協力,連携のもと「東北・みやぎ復興マラ ソン」,「仙台国際ハーフマラソン」,「全日本実業団対抗女子駅伝競走大会(クイーンズ駅 伝 in 宮城)」,「全日本大学女子駅伝対校選手権大会」,「ツール・ド・東北」など大規模なロ ードレース大会等が数多く開催されています。こうしたスポーツイベントは,経済効果や 交流人口の拡大などスポーツを介した地域振興の取組としても大きな役割を果たしていま す。

5 課題とその解決に向けて

「第2期宮城県スポーツ推進計画」の策定に当たり,第2章「1 これまでの取組の検証」 や「4 本県におけるスポーツの現状」を総合的に勘案し,本県の課題を次の4つにとりま とめ,その解決に向けて施策を展開します。

課題1:生涯を通じた健康づくり

本県の「スポーツ実施率」は高齢者を除くと全国値よりも低い状況が続いています。

また,「メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合」や「子どもの肥満傾向児出 現率」も全国値を上回る状態が続いています。さらに,県民の健康状態の認識においても 「健康でない」と回答する人の割合が多くなっています。

県民が,あらゆるライフステージにおいて,生き生きと自己実現を図りながら社会活動 に参画するためには,適切な運動習慣を身に付け,スポーツによる健康づくりを図る必要 があります。

課題2:特色あるまちづくり

人口減少・少子高齢社会の進展に伴い,地域や経済の担い手が減少し,地域の共助機能 が低下することで地域コミュニティが衰退し,さらに生活関連サービスの撤退などによっ ては,地域の維持が困難になるおそれがあり,大きな課題として懸念されています。

今後は、地域コミュニティをスポーツの力でつなぎ合わせ、広域的なコミュニティネットワークの構築を目指し、行政と様々なスポーツ団体等が連携しながら、地域の資源や特色を生かした、プロスポーツの試合観戦やスポーツイベント参加のために旅行に訪れるといったスポーツツーリズム*に力を入れるなど、地域の活性化に取り組む必要があります。

課題3:共生社会の実現

本県の障害者手帳所持者は121,475人(令和3年度末現在),在留外国人数は 22,890人(令和2(2020)年12月末現在)となっております。

また,スポーツに関する県民アンケート調査によれば,女性のスポーツ実施率が低いこ とや県民が障害者スポーツに関わる機会が少ないことが明らかとなりました。

誰もが,スポーツを「する」,「みる」,「ささえる」ことでその価値を享受できるように, 多様な主体が年齢,性別,障害の有無,国籍等に関係なくスポーツに参画できる環境づく りを推進し,一人ひとりが自分らしく生き生きと活躍できる共生社会を目指す必要があり ます。

課題4:競技力とスポーツインテグリティの向上

国民体育大会総合成績は、平成23年度以降20位以下と低迷しており、本県の掲げる 目標を達成することはできませんでした。

競技力を高めるには、県と各競技団体等がこれまで以上に連携し、アスリートの発掘・

育成・強化に関する取組等を効果的に推進する必要があります。

また、本県においては、スポーツが有する価値を更に高めるためにも、東京2020大 会の感動や経験を次世代に引き継ぐ取組を進めながら、スポーツ・インテグリティの保全 にもつながるよう、指導者の育成及び資質向上にも努める必要があります。



第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体」役員・選手団

1 基本理念

「スポーツの力でひらくみやぎの未来!」

県は、県民、スポーツ団体、企業、大学・研究機関、教育機関、行政など、多様な主体と 連携・協働しながら、全ての県民があらゆるライフステージにおいて、それぞれの希望に 応じた様々なスポーツと関わることができるとともに、スポーツを通じた自己実現と心豊 かな暮らし(Well-being)を実感しながら、質の高い生活(Quality of Life)を送ることが できる「誰一人取り残さない」スポーツ立県の実現を目指し、県民と一体となって本県の スポーツ振興の取組を推進します。

2 目指す姿

全ての県民があらゆるライフステージにおいてスポーツに親しみ,ともに活動することで,「人と人」,「地域と地域」のつながりを感じ,スポーツの価値を共有しながら夢と希望 に満ちた生活を送ることができる活力ある「みやぎ」を目指します。



みやぎスポーツ DAY2022の様子

3 基本姿勢

本県のスポーツの基本的理念や目指す姿を実現するため、以下の基本姿勢を重視して取り組みます。

○ 多様な主体が参加できるスポーツ機会の創出

多様な主体が、年齢、性別、障害の有無、国籍等に関係なくそれぞれの価値観を尊重し ながら、楽しく安全にスポーツに親しむことができる環境を作るため、県民が取り組むス ポーツ活動を支援するとともに、スポーツを通じて県民・地域が抱える課題の解決を目指 します。

○ 産学官民の連携によるスポーツの展開

多様化する県民ニーズへの対応が求められる中で,産業界,学校,官公庁,民間など様々 な立場にある人が「ともに」活動し,「つながる」ことにより,地域全体のスポーツへの関 わりを促進し,多くの人がスポーツの楽しさを実感できる社会を目指します。

○ デジタル化によるスポーツ・イノベーション*の推進

国が提唱する「Society 5.0」により実現を目指すデジタル社会においては、本県でも、 DX*を念頭に、地域スポーツ活動を気軽に行うことができるような情報発信をはじめ、ス ポーツを「する」「みる」「ささえる」という様々な形での自発的な参画に必要な情報の収 集・共有・活用などについて、関係機関による横断的なデジタル化を推進することで、新 たなスポーツの機会の創出及び県民の心豊かな暮らし(Well-being)の実現を目指します。

4 基本方針

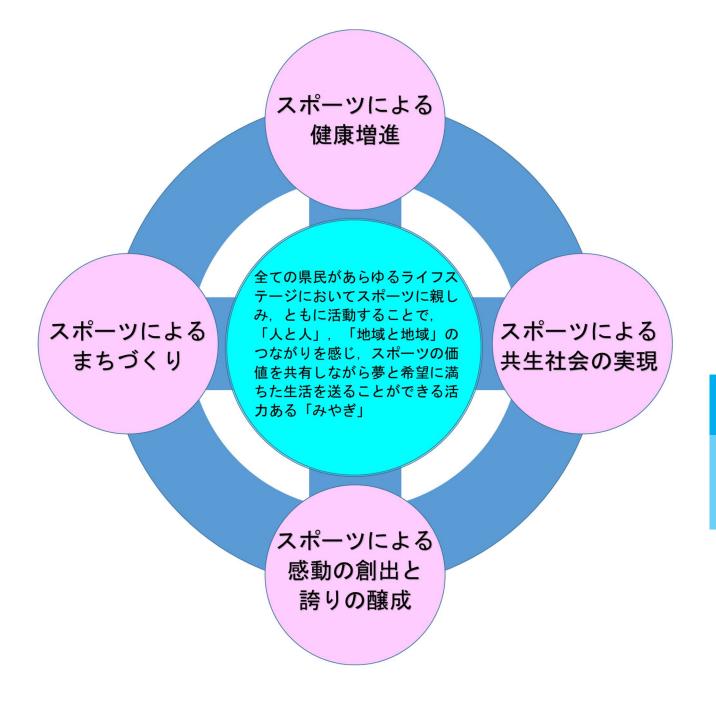
本計画の策定の趣旨に基づき,基本理念のもと,スポーツの持つ価値を生かして,本県 の抱える課題を解決するために,次の4つの基本方針に従い施策を展開します。

- (1) スポーツによる健康増進
- (2) スポーツによるまちづくり
- (3) スポーツによる共生社会の実現
- (4) スポーツによる感動の創出と誇りの醸成

第4章 施策の展開

本計画では,基本理念として掲げた「スポーツの力でひらくみやぎの未来!」のもと, 4つの基本方針に掲げる目標の実現に向け,具体的な施策に取り組みます。その際,それ ぞれの基本方針が完全に独立したものとして捉えるのではなく,方針が相互に密接に関連 し合いながら連携・協働することにより,好循環が生み出されるように施策を展開します。

スポーツの力でひらくみやぎの未来!



基本方針1 スポーツによる健康増進



全ての県民の日常生活にスポーツ習慣が定着し,あらゆるライフステージでスポーツの 価値を享受しながら,健康で生き生きと生活を送ることができる社会の実現を目指します。

- ・20歳以上の週1回以上のスポーツ実施率60%
 (障害者は35%)
 ・小学5年生、中学2年生の体力が全国水準を上回る。
 ・「自分は健康である」と感じている人の割合が95%
 (R3:40.0%)
 (R3:40.0%)
 (R3:2国31.0%)
 (R3:82.7%)
- ・総合型地域スポーツクラブの県内全市町村への設置
- (R3:82.7%) (R3:71.4%)

施策1 子どものスポーツ機会の創出

現状と課題

目標

- ・ 小学5年生,中学2年生を対象とした直近10年間の体力・運動能力,運動習慣等調 査において,中学2年男子を除き,体力合計点が全国値を下回る状況が続いています。
- ・ 同じ調査において、小学5年生は、1週間の総運動時間及び曜日ごとの運動時間が全 国値を下回っているほか、約50%の児童が「運動習慣が身についている」基準とされ る週420分の運動時間に届いていません。
- 小・中・高校の各年代で肥満傾向児の出現率がほぼ全国値を上回る結果にあり、特に
 小・中学生において男女ともにその傾向が顕著です。
- ・ 障害のある児童・生徒は、障害の種別や程度に応じて、運動や身体活動に特別な支援 が必要である場合が多い現状となっています。
- 近年,運動部活動について,深刻な少子化に伴う持続可能性や教員の負担軽減などが 課題となっています。国の検討会議において,中学校等の運動部活動の地域移行の方針 が示され,その在り方が大きく変わろうとしています。

目指す姿

- 子どもたちが、健康や生活習慣について正しい知識を持ち、身体を動かすことの楽し さや喜びを感じながら、自発的かつ積極的にスポーツに取り組むことにより、個々の体 力や各種運動能力が向上しています。
- バランスの取れた食事,適度な運動時間の確保など基本的生活習慣が定着し,健康的な発育が促されることで、子どもの肥満傾向が改善されています。
- 放課後や休日において、地域のスポーツ団体や家族・友人とスポーツを楽しむ子ども が増え、運動習慣が定着しています。

- ・ 中・高校生が学校の運動部や地域におけるスポーツ活動など多様な場において、それ ぞれのニーズに応じたスポーツに取り組んでいます。
- ・ 障害のある児童・生徒が楽しみながら、自らの障害の種別や程度に応じた運動を日常 的に行うことができています。

取組内容

- (1) 幼児期からの運動遊びの普及促進
 - 県は、幼児期からの運動習慣の定着を図るため、様々な運動遊びを推進するととも に、親子で楽しむことができる運動を通じて、子どもが身体を動かすことを楽しいと 感じる機会を拡充します。
 - また,保護者に対し,子どもの食生活や運動習慣の重要性について普及啓発を図り ます。
- (2) プロスポーツや企業スポーツと連携したスポーツ機会の創出
 - 県は、プロスポーツチームや企業スポーツチームと連携し、子どもたちを対象とし たスポーツ教室の開催や試合観戦などにより、子どもがトップレベルのスポーツに触 れ、スポーツの楽しさや感動を実感する機会を創出します。
- (3) 学校体育の充実

県は,地域スポーツ団体等と連携し,教職員を対象に子どもの健康やスポーツ活動 の重要性に関する研修を実施するなど,体育の授業内容の充実及び日常的な体力づく りに向けた取組の充実を図ります。

- (4) 持続可能な運動部活動の環境整備
 - 県は、中学校等の運動部活動の地域移行に向けたガイドライン等を策定するととも に、各地域における体制構築のため、受け皿となる地域スポーツ団体等の整備・充実 や指導者等の確保に係る取組を支援します。
- (5) 放課後等のスポーツ環境の充実

県は,地域スポーツ団体と放課後児童クラブ等との連携を促進し,放課後や休日等 の学校活動以外の時間帯における子どものスポーツ機会を拡充します。

(6) 障害のある児童・生徒の体力向上とスポーツ機会の拡充

県は、学校と医療、福祉、地域スポーツ団体等との協働・連携により、障害の種別 や程度に応じて自ら身体活動ができるよう環境の整備を支援するとともに、多様なス ポーツに触れる機会の創出を図ります。

(7) DX推進による新たなスポーツ機会の創出

県は、デジタル技術やデータ等を活用し、スポーツ活動の効率化や最適化に向けた 取組を進めるとともに、リモートによる双方向の交流を生むスポーツの場の提供など、 時間や場所にとらわれない新たなスポーツ機会を創出する方策を研究します。

施策2 働く世代・子育て世代のスポーツ機会の創出

現状と課題

- 令和3年度スポーツに関する県民アンケート調査によると、スポーツ実施率は、男女ともに40歳代が最も低くなっています。1年間に運動やスポーツを行っていない方に対する調査では、スポーツ実施意欲はあるものの、スポーツを実施していない理由について、「仕事や家事が忙しい」、「面倒くさい」という回答が上位を占め、働く世代や子育て世代において、スポーツを実施したくても時間的制約などから実施に至っていない状況が伺えます。
- ・ また、同調査では、新型コロナウイルス感染症の影響により、外出自粛やスポーツ施設の利用制限等の理由からスポーツに親しむ機会が減少し、その結果として約83%の人が運動不足を感じています。
- ・ 40歳から74歳までを対象とした特定健診における本県のメタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合は、平成20年度から12年連続して全国ワースト3位以内にあり、「脱メタボ」が県民の健康課題となっています。

目指す姿

- スポーツを楽しむことにより、気晴らしや心身の充実を得られることが再認識され、
 自分や家族のライフスタイルに合わせて継続的にスポーツに親しむ県民が増えることで、
 20歳代から50歳代の働く世代・子育て世代におけるスポーツの実施率が向上しています。
- ・ 個人や自宅でも気軽に取り組むことができるスポーツの普及により,県民のスポーツ 機会が拡充され,運動不足が解消されています。
- 日常生活の中で取り組むことができる運動・スポーツ習慣が広く普及し定着すること により,健康への意識がより高まり,生活習慣が改善され,メタボリックシンドローム 該当者及び予備群の割合が減少しています。

取組内容

(1) スポーツのイメージアップに向けたプロモーション

県は,日常生活の中で気軽にスポーツに親しむことができるよう,多様化するライ フスタイルに応じた県民のニーズに対し,多角的な情報発信に取り組みます。

(2)親子で参加できるスポーツイベント機会の創出

県は,総合型地域スポーツクラブ等との連携により,親子で参加するレクリエーションやスポーツ教室の開催を支援し,育児とスポーツが両立できる環境の整備を目指 します。

(3)企業等と連携した就業者に対する運動習慣化促進

県は,企業等と連携し,通勤時の徒歩移動や階段利用,休憩時間にできるエクササ イズ等の軽運動の推奨等により,就業者に対する運動習慣の定着を図るとともに健康 づくりの意識醸成に取り組みます。

(4) DX推進による新たなスポーツ機会の創出【P38 再掲】

県は、デジタル技術やデータ等を活用し、スポーツ活動の効率化や最適化に向けた 取組を進めるとともに、リモートによる双方向の交流を生むスポーツの場の提供など、 時間や場所にとらわれない新たなスポーツ機会を創出する方策を研究します。



総合型地域スポーツクラブの活動様子

第 4 章

施策3 高齢者のスポーツ機会の創出

現状と課題

- ・ 男女ともに70歳以上のスポーツ実施率は、全ての年代の中で最も高くなっています。
- 第8期みやぎ高齢者元気プランの推計によると、要介護・要支援認定者数は増加傾向 にあり、今後、更なる高齢化の進行に伴い、高齢者全体に占める要介護者等も増加して いくことが予測されます。
- ・ 令和2年国勢調査結果によると、本県の総世帯数に占める高齢者がいる世帯の割合は 年々増加しており、中でも、高齢夫婦世帯及び単身の高齢者世帯の割合は約20%を占 めています。

目指す姿

- 高齢者が自らの心身の状態に合わせて、安全に継続してスポーツ活動を楽しんでいます。
- 日常的なスポーツ活動が定着することで、健康増進や介護予防につながり、健康寿命
 が延伸するとともに、医療費や介護費の抑制等にも寄与しています。
- 高齢者が、地域のスポーツ活動に積極的に参加し、他者と交流する機会が増加することで、生きがいを持って健康的に過ごしています。

取組内容

(1) スポーツを通じた健康づくりの推進

県は,楽しみながら健康づくりができるスポーツイベント等の開催を支援し,高齢 者のスポーツ活動の定着を図ります。

(2) スポーツ大会参加の支援

県は,全国健康福祉祭(ねんりんピック)への選手派遣及び選手選考予選会の実施 を支援します。

(3) スポーツを通じた地域活動機会の創出

県は、スポーツを通じた生きがいや健康づくりにつながるよう、総合型地域スポー ツクラブをはじめとする地域スポーツ団体やスポーツボランティア活動等への積極的 な参加を促すための情報発信を行います。

(4)地域スポーツ団体や医療機関等と連携した普及活動

県は、地域スポーツ団体や医療機関等と連携し早期から、加齢とともに筋力や認知 機能などが低下し、生活機能障害や要介護状態になる危険性が高くなるという、フレ イルに関する知識や、楽しみながら筋力を維持する運動プログラムの普及を図ります。 (5) DX推進による新たなスポーツ機会の創出【P38 再掲】

県は、デジタル技術やデータ等を活用し、スポーツ活動の効率化や最適化に向けた 取組を進めるとともに、リモートによる双方向の交流を生むスポーツの場の提供など、 時間や場所にとらわれない新たなスポーツ機会を創出する方策を研究します。

施策4 スポーツを支える環境の整備

現状と課題

- ・ 地域におけるスポーツ活動の場であり、運動部活動やスポーツ少年団との連携など、 様々な役割が期待されている総合型地域スポーツクラブについて、目標としていた全市 町村への設置には至っていない状況です。県民の認知度も15.3%と低い状況にあり、 クラブの活動や意義について、より広く認識してもらう必要があるほか、可能な運営体 制の構築や、行政との連携なども課題となっています。
- 地域においてスポーツを指導する人材については、公益財団法人日本スポーツ協会や 公益財団法人日本レクリエーション協会など、多くのスポーツ団体において養成や研修 を行っています。他にも民間のスポーツクラブに勤務するインストラクター等、幅広い 人材が存在しますが、今後、中学校等の運動部活動の地域移行も見据えると、指導者確 保が課題となる地域もあります。
- 県民のスポーツ活動の拠点である県有体育施設については,今後の長期的な管理運営 に向け,宮城県公共施設等総合管理方針等に基づき管理を行っていますが,長寿命化対 策に要するコストが課題となっています。また,高齢者や障害者が利用しやすいよう整 備や対応を行う必要があるとともに,多様化するスポーツへの対応や,学校や民間施設

の有効活用等も踏まえ、県有体育施設の在り方を検討する必要があります。

目指す姿

- 総合型地域スポーツクラブが県内全市町村に設置され、県民に広く認知されるととも
 に、県民がクラブの活動に参画しています。
- ・ 地域のニーズに応じたスポーツ指導者が、県内各地で活動しています。
- ・ 県民のスポーツ活動の拠点である県有体育施設について、今後のスポーツニーズを見 据えた計画的かつ効果的な整備が行われています。

取組内容

(1)総合型地域スポーツクラブの創設・育成・運営の支援

県は、広域スポーツセンターを中心に、総合型地域スポーツクラブの創設・育成・ 運営に係る支援を行います。また、総合型地域スポーツクラブが、子育て支援を目的 としたスポーツプログラムを展開するモデル事業を実施し、その成果を県内各地に拡 げることなどにより、地域に必要な団体となるよう認知度の向上を図ります。

(2) スポーツ指導者の確保等

県は、県スポーツ協会等の関係団体と連携し、スポーツ指導者等の情報を整理する とともに、スポーツ指導者の育成や資質向上等に取り組みます。

また,企業やプロスポーツチームとも連携し,アスリートのセカンドキャリア*等を 見据えた人材確保の方策を検討します。

(3)県有体育施設の長寿命化対策等

県は,既存の県有体育施設について,長寿命化対策を計画的に行うとともに,バリ アフリー化の促進などにより誰もが利用しやすい施設となるよう改修を行います。

また,人口減少,少子高齢化や新たなスポーツへのニーズも踏まえ,既存の体育施 設の有効活用や最適化も考慮しながら,スポーツ活動の拠点としての県有体育施設の 在り方を検討します。



グランディ・21 宮城県総合運動公園

第 4 章

基本方針2 スポーツによるまちづくり



行政と連携・協力して地域のスポーツ団体や総合型地域スポーツクラブ等が中心となり, 地域スポーツ活動に多くの県民が参加するなど,地域スポーツ活動を通じて点在するコミ ュニティをつなぎ合わせ,広域的なネットワークを構築するとともに,本県の財産である プロスポーツチーム等と連携しながら,地域経済の活性化及びスポーツ参画人口の拡大を 目指します。

・県民の地域スポーツ行事・活動への参加割合が50%
 ・総合型地域スポーツクラブの県内全市町村への設置
 ・R3:71.4%

・地域スポーツ活動を気軽に行うことができるような情報発信環境の整備

<u>施策1 スポーツを通じた地域コミュニティの活性化</u>

現状と課題

標

目

- ・県内の登録スポーツ少年団の団数は減少傾向にあるほか、総合型地域スポーツクラブが未設置の市町村があり、身近な場所でスポーツに取り組む機会の充実を図る必要があります。
- 人口減少や少子高齢化が特に進んでいる地域においては、地域スポーツ活動の中心となる担い手が不足しており、担い手の育成や確保が求められています。
- ・ 中学校等の運動部活動の地域移行に伴い、地域におけるスポーツ機会の確保や、生徒の多様なニーズに合った活動機会を地域において広く確保できるようにしていく必要があります。
- 地域スポーツ活動ができる場所やスポーツ行事に関する情報発信が不足しています。

目指す姿

- ・県内全ての市町村に総合型地域スポーツクラブが設置されるなど、地域におけるスポ ーツ活動機会が充実しており、県民が身近な場所で気軽にスポーツに取り組み、地域コ ミュニティが活性化しています。
- ・ 県,市町村体育・スポーツ協会,地域のスポーツ団体,スポーツ推進委員*等が連携してスポーツ人材育成事業等に取り組み,地域スポーツ活動を支える人材が確保されています。
- ・ 中学校等の運動部活動の地域移行を契機として、学校と地域スポーツ団体等が連携することにより、それぞれの地域において、子どもたちのニーズに応じた多様なスポーツ活動を行うことができる体制が構築されています。

第 4 章 ・ 県やスポーツ団体等が広報ツールを活用し、スポーツイベント等の情報をタイムリー に発信することで、県民が必要な情報を把握できるようになり、地域スポーツ活動への 参加者が増加しています。

取組内容

(1)総合型地域スポーツクラブの育成支援等

県は,みやぎ広域スポーツセンターが中心となり,総合型地域スポーツクラブの育 成,運営支援を行うとともに,設置を希望する市町村に対しては,地域の実情に応じ た設立準備支援を行います。

(2)地域スポーツ団体の支援

県は,市町村体育・スポーツ協会等と連携し,県民のスポーツ活動を支える,地域 スポーツ団体間の連携や体制づくりを支援します。

(3) 地域スポーツ活動を支える担い手の育成

県は,地域スポーツ活動の推進に必要な人材を育成・確保するため,市町村の生涯 スポーツ振興担当課やスポーツ団体・スポーツ推進委員等と連携し,スポーツ指導者 を対象に,資質向上のための研修会を開催するほか,スポーツ指導者を紹介できるネ ットワークの体制整備を検討します。

(4)運動部活動を支える地域の体制づくり

県は、子どもたちがスポーツに継続して親しむことができる機会が確保されるよう、 中学校等の運動部活動の地域移行の受け皿となりうる地域スポーツ団体を支援すると ともに、教育委員会や市町村、学校と連携を図りながら、運動部活動の地域移行に向 けた体制づくりを支援します。

(5)地域スポーツ活動に関する情報発信

県とスポーツ団体等は,県民が広くスポーツ施設や地域スポーツイベント情報を把 握できるよう,ホームページやSNS等により活発に情報発信するよう努めます。



総合型地域スポーツクラブでの活動の様子

施策2 スポーツの持つ力を生かした地域の活性化

現状と課題

- 本県は複数のプロスポーツチームの拠点となっているほか、県内を会場に、マラソン や駅伝などの大規模なスポーツイベントが開催されており、県内外から多くの人々が観 戦に訪たりイベントに参画しています。
- ・ 県内で,東京2020大会サッカー競技が開催され,大会を契機にスポーツへの関心 が高まっており,スポーツを活用したまちづくりの取組を図る好機となっています。
- プロスポーツチーム等の選手によるスポーツ教室や地域貢献活動が県内各地で行われています。
- アーバンスポーツ*やeスポーツ*などの幅広い分野のスポーツに対して関心が高まっており、これらを活用した地域経済活性化への取組が期待されています。
- ・ 自然とのふれあいを求める傾向が強まり、アウトドアスポーツへの興味・関心が高ま っています。

目指す姿

- プロスポーツの試合やスポーツイベント等が開催され、県民がトップレベルのスポーツに親しむ機会が増えるとともに、県内外からの交流人口がさらに拡大しています。
- ・ アーバンスポーツや e スポーツ等に取り組む県民が増え,スポーツ産業の活性化につ ながっています。
- 公園やサイクルロード、海・山・川等のアウトドア環境でスポーツに親しむ人が増え、
 地域へのにぎわいが創出されています。
- ・県内各地でプロスポーツチーム等と市町村や地元企業との連携が更に進展し、地域の 魅力が発信され、地域の活性化につながっています。

取組内容

(1) スポーツイベントを活用したスポーツツーリズムの創出

県は、本県に拠点を置くプロスポーツチームやスポーツ大会主催団体等との連携を 促進し、トップレベルのスポーツの試合観戦やマラソン大会等への参画を目的とする 旅行者等の交流人口を拡大することにより、地域経済の活性化を図ります。

(2) プロスポーツチームの活動に対する支援

県は,プロスポーツチームの地域支援組織に参画し,チームが行う地域活動等に対 する支援を行います。

(3) アーバンスポーツや e スポーツの振興による地域コミュニティの創出

県は,東京2020大会の新競技として加わったスケートボードなどのアーバンス ポーツや e スポーツをはじめとする新たな分野のスポーツについて,地域コミュニテ ィや地域経済の振興に向けた活用の可能性について検討します。 (4) アウトドアスポーツを活用したスポーツツーリズムの推進

県は,関係機関や地域スポーツ団体と連携し,本県の持つアウトドア環境の魅力を 発信し,スポーツツーリズムを推進するとともにスポーツ文化として地域への定着促 進を図ります。

施策3 スポーツ施設の利用促進によるスポーツ参画人口の拡大

現状と課題

- 本県におけるスポーツ活動の拠点である宮城県総合運動公園は、スポーツだけでなく 大規模コンサートなどのイベント会場としても利用されており、県内外から多くの方が 訪れる場所となっています。
- スポーツに関する県民アンケート調査では、運動・スポーツに関する情報のうち「スポーツ施設の有無や施設概要」、「施設の利用方法」が知りたい情報の上位となっており、スポーツ施設の情報に対する関心が高いことが伺えます。

目指す姿

- ・県有体育施設について、ニーズを踏まえた整備及び指定管理者等による効率的かつ効果的な管理運営により、施設利用者の利便性が向上し、新たにスポーツに取り組む利用者や県内外から訪れる人が増加し、まちのにぎわい創出につながっています。
- ・ 県内のスポーツ施設に関する充実した情報が発信され、県民が、提供された情報をも とに、それぞれのライフステージに応じたスポーツに取り組んでいます。

取組内容

- (1)県有体育施設の効果的な管理運営
 - 県は,県有体育施設について,適切な管理を行うノウハウを有する指定管理者等を 選任するなどして施設を運営することにより,利用者に満足度の高いサービスを提供 します。
- (2)県有体育施設のバリアフリー化等の促進

県は,県有体育施設について,長寿命化対策を行うとともに,バリアフリー化の促 進や環境に配慮した施設への転換を進め,多くの県民が利用したいと思える場となる よう整備を行います。

また,県有体育施設が地域活性化に寄与する存在となるよう,その在り方について 検討します。

(3)県内スポーツ施設の情報発信

県は,県内のスポーツ施設の情報の充実が図られるよう,ポータルサイト*の開設な ど利便性の高い情報提供の方策を検討します。

基本方針3 スポーツによる共生社会の実現



性別,年齢,障害の有無,国籍等を問わず,県民一人ひとりがスポーツの価値を享受し ながら,互いを尊重し認め合い,スポーツを通して自分らしく生きることができる共生社 会の実現を目指します。

・障害者スポーツを「する」「みる」「ささえる」のいずオ	いかの活動を行ったことが
ある人の割合が25%	(R3:2.6%)
・女性の週1回以上のスポーツ実施率50%	(R3:33.0%)
・スポーツをすることが好きと感じる人の割合が50%	(R3:41.5%

施策1 障害者スポーツの環境整備と普及促進

現状と課題

標

目

- ・ 県民が障害者スポーツに関わる機会が少ないことから,障害者スポーツの理解を深め るため,情報発信の充実が課題となっています。
- ・ 障害がある児童・生徒が学校体育以外でスポーツに親しむ機会は少ないため、地域スポーツ活動に参加しやすい環境整備が必要となっています。
- ・県内には障害者専用・優先スポーツ施設がありますが、それ以外のスポーツ施設においても、障害者がより利用しやすい施設環境を整えていく必要があります。

目指す姿

- ・ 障害者スポーツに関する情報発信が充実しており、県民の障害者スポーツに対する興味・関心が高まり、相互理解が進んでいます。
- インクルーシブ*にスポーツへ参加できる環境が整備され、障害者が地域スポーツ活動 に参画する機会が拡充しているとともに、障害者スポーツを通じた地域コミュニティが 形成され、積極的な自己実現や社会参加の機会が拡充しています。
- ・ 公共スポーツ施設における障害者スポーツへの開放が進み、障害のある人とない人が 一緒にスポーツを楽しんでいます。

取組内容

(1) 官民連携による障害者スポーツの情報発信

県は、プロスポーツやトップアスリート、企業等と連携し、障害者スポーツへの理 解向上及び共生社会の実現に向けた機運醸成を図るための積極的な情報発信を行いま す。

第 4 章 県は,地域のスポーツ団体等に向けてインクルーシブスポーツの普及啓発を行うな ど,障害者が参加しやすい体制づくりを支援し,障害の有無にかかわらずスポーツに 親しむことができる環境を整えます。

(3) 障害者スポーツを牽引する人材の育成

県は,障害者のスポーツ参画人口の拡大促進のため,関係団体と連携し,障害者ス ポーツを支える指導者等の資格取得啓発に努めます。

(4) 公共スポーツ施設の利用促進

県は,県有体育施設のバリアフリー化を推進するほか,公共スポーツ施設の管理者 に対して,障害者が利用する際のサポート方法や留意点を周知するなど,障害者が身 近な場所でスポーツ活動に取り組みやすくなるよう環境整備を行います。

(5) 障害児・障害者のスポーツ体験機会の拡充

県は,障害のある人がスポーツに親しむ機会を創出するため,様々なスポーツ体験 等のイベントを県内各地で開催します。

(6) DX推進による新たなスポーツ機会の創出【P38 再掲】

県は、デジタル技術やデータ等を活用し、スポーツ活動の効率化や最適化に向けた 取組を進めるとともに、リモートによる双方向の交流を生むスポーツの場の提供など、 時間や場所にとらわれない新たなスポーツ機会を創出する方策を研究します。



卓球バレー体験の様子

施策2 女性のスポーツ参画人口の拡大

現状と課題

- 女性のスポーツ実施率は男性に比べて低く、特に20歳代から40歳代の実施率は低くなっています。
- ・ 令和3年度の県民アンケート調査によれば、女性が運動・スポーツを実施しない心理
 的な理由として、「面倒くさい」や「運動・スポーツが嫌い」が挙げられています。

目指す姿

- 女性のライフステージに応じたスポーツ環境が整備され、女性のスポーツ実施率が向 上しています。
- 運動やスポーツを好きと感じる女性が増え、スポーツを実施する意欲が向上しています。

取組内容

(1) 女性のライフスタイルに応じたスポーツの普及促進

県は,女性の様々なライフスタイルにおいても個人で取り組むことができるスポー ツ活動の推進を図ることで,自らのライフスタイルに応じたスポーツ習慣の定着を目 指します。

(2) 地域スポーツ団体等と連携した女性のスポーツ機会の拡充

県は,地域のスポーツ団体等と連携し,女性のライフステージに応じた多様なスポ ーツ機会の拡充に取り組みます。

(3) 女性のスポーツに対するイメージの向上

県は、女性のスポーツに対するイメージ転換を図るため、プロスポーツ団体等と連携し、エンターテインメントとして楽しむことができるスポーツイベントを開催します。

施策3 多様な主体によるスポーツコミュニティの形成

現状と課題

- 本県の在留外国人数は増加傾向にあり、特定技能制度の創設により、今後も職場や地域で活躍する外国人が増加することが見込まれます。
- ・ 県民の中には、家族構成や経済状況等の様々な理由により、スポーツ活動に取り組む ことが困難な方がいます。

目指す姿

- ・ 在留外国人が、国籍を問わず、様々なスポーツ活動を通じ、地域コミュニティの中で
 生き生きと暮らしています。
- 経済的理由や家庭の事情等によってスポーツへの取組に差が生じることなく、誰もが スポーツ活動に参画できる環境が整備されています。

取組内容

(1) スポーツを通じた多文化共生の推進

県は,国際交流支援団体と連携し,県内の在留外国人が積極的に地域スポーツ活動 へ参画できるよう情報発信に努めるとともに,スポーツを通じて,相互理解と地域コ ミュニティの活性化を推進します。

(2) 誰もがスポーツ活動に参画できる機会の充実

県は、県民誰もがスポーツ活動に参画できる機会を創出するほか、プロスポーツチ ーム等の関係機関と連携し、経済的、環境的な要因から、スポーツにアクセスしにく い家庭の児童生徒等に対するスポーツ機会の充実に取り組みます。

基本方針4 スポーツによる感動の創出と誇りの醸成



県民誰もが「スポーツそのものが有する価値」を共有するとともに,将来にわたりこれ を保全していくことの重要性を認識し,誇りを持ってスポーツに携わります。

また,強化体制の構築,指導の充実を通じて競技力の向上が図られ,本県ゆかりのアス リートの国内外での活躍により,県民へ感動を与えます。

さらには、東京2020大会を契機に生じた感動や経験などを、オリンピック・パラリ ンピックレガシー*として次世代に引き継ぐ様々な取組を推進します。

- ・国民スポーツ大会*総合成績10位台への飛躍
- ・公認スポーツ指導者資格登録者数の増加及び維持
- ・オリンピック・パラリンピック等国際競技大会におけるメダリスト,上位入賞 者の輩出

<u>施策1 競技スポーツの推進とアスリートの発掘・育成・強化</u> 現状と課題

- オリンピック・パラリンピックをはじめとする国際競技大会において、本県ゆかりの アスリートが活躍し県民の感動を生んでいます。
- ・ 国体の総合成績は、平成13年に開催されたみやぎ国体以降順位が低迷しています。
- ・ 競技スポーツ離れが進んでおり、競技人口が減少しています。

目指す姿

- トップレベルのパフォーマンスに触れることによって、スポーツへの関心が高まり、 様々な競技に取り組む県民が増えています。
- ・ ジュニア期からの一貫した育成・強化体制が構築され、全国・国際競技大会等で本県
 ゆかりのアスリートが活躍しています。
- ・ アスリートの競技力向上に必要なスポーツ環境が整っています。

取組内容

(1)ジュニア期におけるタレント発掘及び一貫した強化体制の充実県は、県スポーツ協会や競技団体等が実施するジュニア期におけるタレントの発掘・

育成事業及び一貫した強化体制の充実を図ります。

(2) アスリートの競技力向上支援

県は,スポーツ団体等と協力し,オリンピック・パラリンピックをはじめとする国 際競技大会で活躍する選手や国民スポーツ大会上位入賞を目標とした選手の競技力向 上支援策を推進します。 (3)企業・大学等との連携による競技力向上支援

県は,企業や大学等と連携し,科学的なアプローチによる効果的なトレーニング方 法や医科学分野の知見の活用により,アスリートのサポートを強化し競技力向上の推 進に取り組みます。

(4)顕彰の充実

県は,国際競技大会や全日本選手権・国民スポーツ大会等で活躍した監督・選手に対して,その功績を顕彰する表彰制度を充実します。

(5) 各種競技大会開催に向けた支援

県は、企業や地域スポーツ団体等が実施する各種競技大会の開催を支援します。

(6) プロ・トップスポーツチーム等と連携した競技スポーツの魅力発信

県は、プロ・トップスポーツチーム等と連携し、トップレベルのスポーツに触れる 機会の提供や本県ゆかりのアスリートをイベントに招へいするなどにより県民に競技 スポーツの魅力を発信します。



ジュニア選手発掘・育成事業の様子

施策2 スポーツを支える人材の育成

現状と課題

- 競技を支える指導者数はほぼ横ばいで推移しておりますが、専門的な指導を受けられる機会を増やすためには、指導者のさらなる確保が求められています。
- アスリートや指導者が地域や職場での運動の指導やスポーツの価値を伝える活動に関わる機会が不足しています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、スポーツボランティアをはじめとするスポ
 ーツを支える人材の活躍の場が減少しています。

目指す姿

- ・県民がスポーツに取り組む際に、スポーツ指導資格を持つ専門的指導者の指導をいつでも受けられる環境が整っています。
- ・ 国内外で活躍している本県ゆかりのアスリートが地元に戻り、地域のスポーツ指導者
 となるような人材の好循環が確立しています。
- ・県民誰もがスポーツを「ささえる」ことによりスポーツの価値を再認識し、誇りを持って活動しています。

取組内容

(1) スポーツ指導者の確保・養成・資質の向上

県は、県スポーツ協会等の関係団体と連携し、スポーツ指導者等の情報を整理する とともに、スポーツ指導者の育成や資質向上等に取り組むほか、次世代の指導者確保 を推進します。

(2) アスリートが生涯にわたりスポーツに携わる環境の充実

県は、本県ゆかりのアスリートが、現役引退後も地元で指導者として競技に関わる ことができるよう、スポーツを「ささえる」スタッフとして誇りを持ってスポーツに 携わる環境の充実を図ります。

(3)スポーツボランティア活動の機会となる情報の発信 県は、スポーツ大会等を支えるスポーツボランティアを養成するとともに、ボラン ティアの活動状況を積極的に発信するなど活動の活性化を図ります。

施策3 東京2020大会のレガシー継承

現状と課題

- 東京2020大会での本県ゆかりのアスリートの活躍により、県民が感動し、スポーツの持つ価値を再確認することができました。
- ・ 本県では、宮城県総合運動公園宮城スタジアムにおいてサッカー競技が実施され、ホ ストタウンとなった県内各市町においては、スポーツを通じた国際交流や食文化等の国 際文化に触れる機会が増えました。今後は、東京2020大会のレガシーをどのように 継承・発展させていくかが課題となっています。

目指す姿

- 東京2020大会を契機として、スポーツの価値を再認識し、スポーツに参画する県
 民が増えるとともに、共生社会への理解度や関心が高まっています。
- ・ 東日本大震災からの復興状況と復興支援への感謝を世界に示すために開催された東京
 2020大会を契機とする復興五輪・ムーブメントがレガシーとして継承され、スポー
 ツを通じた交流や活動となって継続しています。

取組内容

(1) オリンピック・パラリンピック教育*

県は、市町村や教育機関等と連携し、東京2020大会のレガシーを次世代に継承 するため、啓発や教育に取り組みます。

(2) 東京2020大会を契機とした被災地交流事業の継続支援

県は,東京2020大会を契機としたホストタウン事業による交流や被災地との継 続的な交流について支援します。



東京都と被災3県交流事業の様子

施策4 クリーンでフェアなスポーツの推進

心身ともに大きな傷を負わせてしまうことがあります。

現状と課題

スポーツが価値あるものとして広く認識され、信頼を高めるためには、スポーツが健全(クリーン)かつ公正・公平(フェア)であることが重要であり、選手、指導者をはじめ、スポーツに関わる者全員がコンプライアンスに関する意識を高める必要があります。
 指導者によって不適切な指導が行われた場合、アスリートに与える影響は甚大であり、

目指す姿

- 競技団体をはじめとするスポーツに関わる組織等において、スポーツ団体ガバナンス コード*が遵守され、スポーツ・インテグリティが確保されるなど、スポーツの価値を毀 損しうる事案の発生を未然に防止するリスク管理体制が構築されています。
- アスリートが、本人の希望しない理由でスポーツから離れたり、スポーツに親しむ機
 会を奪われたりすることがなく、集中してスポーツに取り組むことができています。

取組内容

(1) 各競技団体やスポーツ関係団体等のリスク管理体制強化支援

県は,県スポーツ協会や地域スポーツ団体等に対して,スポーツ団体ガバナンスコ ードの遵守やコンプライアンスを確保・管理するための体制強化に努めます。

(2) スポーツ活動等におけるハラスメント等の防止に係る普及・啓発

県は、スポーツ団体や、教育機関等と連携し、アスリートに対する誹謗、中傷、性 的ハラスメント、ドーピング、暴言、暴力等の防止に係る普及・啓発を行うととも に、スポーツ事故・傷害等を防止し、スポーツをする人が安全・安心に取り組むこと ができる環境の整備に努めます。

1 目標達成の指標

各基本方針の目標の達成度は、下記の指標となる調査等の結果により判断します。

基本方針	目標	指標となる調査等
1 スポーツによる 健康増進	20歳以上の週1回以上のスポーツ 実施率60%(障害者は35%)	スポーツに関する県民アンケート 調査(宮城県) 障害者のスポーツ参加促進に関 する調査研究(スポーツ庁)
	小学5年生,中学2年生の体力が全国 水準を上回る	全国体力・運動能力, 運動習慣等 調査結果(スポーツ庁)
	「自分は健康である」と感じている人 の割合が95%	スポーツに関する県民アンケート 調査(宮城県)
	総合型地域スポーツクラブの県内全 市町村への設置	県広域スポーツセンターにより 随時確認
2 スポーツによる まちづくり	県民の地域スポーツ行事・活動への参 加割合が50%	スポーツに関する県民アンケート 調査(宮城県)
	総合型地域スポーツクラブの県内全 市町村への設置	県広域スポーツセンターにより 随時確認
	地域スポーツ活動を気軽に行うこと ができるような情報発信環境の整備	スポーツに関する県民アンケート 調査(宮城県)
3 スポーツによる 共生社会の実現	障害者スポーツを「する」「みる」「さ さえる」のいずれかの活動を行ったこ とがある人の割合が25%	スポーツに関する県民アンケート 調査(宮城県)
	女性の週1回以上のスポーツ実施率 50%	スポーツに関する県民アンケート 調査(宮城県)
	スポーツをすることが好きと感じる 人の割合が50%	スポーツに関する県民アンケート 調査(宮城県)
 スポーツによる 感動の創出と 誇りの醸成 	国民スポーツ大会総合成績10位台 への飛躍	総合成績(天皇杯)
	公認スポーツ指導者資格登録者の増 加及び維持	公認スポーツ指導者(競技別指導 者)資格保有者数
	オリンピック・パラリンピック等国際 競技大会におけるメダリスト,上位入 賞者の輩出	オリンピック・パラリンピック等 国際競技大会成績

2 進行管理

県は、基本方針において、数値を目標として掲げた項目の達成状況を的確に把握するた めに、令和7年度に「スポーツに関する県民アンケート調査」を実施し、その結果や社会 情勢等の変化に応じて中間年度である令和9年度に必要な見直しを行います。また、毎年 開催される「宮城県スポーツ推進審議会」において、各年度の個別アクションプランにつ いて、計画・立案 (Plan)、実行 (Do)、評価 (Check)、改善 (Action)、の「PDCAサイ クル」により進捗確認を行うとともに、必要に応じて改善の提言をすることにより適切な 進行管理を行います。

参考資料【用語説明】(五十音順に掲載)本文中*箇所

• I o T (Internet of Things)

あらゆるモノがインターネットを介してつながり、情報のやりとりをすること。

・アーバンスポーツ

BMX, スケートボード, インラインスケート, ブレイクダンス, パルクールなど都 市型スポーツのこと。

・eスポーツ

「エレクトロニック・スポーツ」の略。電子機器を用いて行う娯楽,競技,スポーツ 全般を指す言葉であり,コンピューターゲームやビデオゲームを使った対戦をスポーツ 競技として捉える際の名称のこと。

・イノベーション

新技術の発明や新規のアイデア等から,新しい価値を創造し,社会的変化をもたらす 自発的な人・組織・社会での幅広い変革のこと。

・インクルーシブ

包含しているさま。全てを含んでいるさまのこと。あらゆる人が孤立したり,排除されたりしないよう援護し,社会の構成員として包み,支え合うという社会政策の理念。

・インクルーシブスポーツ

障害の有無や年齢,性別,国籍等を問わず誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い, 人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である共生社会の実現に向け た取組を推進する,各人の適正にあったスポーツ活動のこと。

• S D G s (Sustainable Development Goals)

2015 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された,2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。17 のゴール・169 のターゲットから構成され,地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

・オリンピック・パラリンピック教育

大きく大別して①「オリンピック・パラリンピックそのものについての学び」と②「オリンピック・パラリンピックを通じた学び」から構成される。①については、オリンピ

ック・パラリンピックに関する知識(歴史,競技種目,オリンピック精神,パラリンピ ックの意義など)のほか,選手の体験・エピソード,大会を支える仕組み,オリンピッ ク・パラリンピックの負の部分と改善に向けた取り組み等の学びが考えられている。② については,オリンピック・パラリンピックを契機としてスポーツの価値(スポーツが 個人や社会にもたらす効果)等が考えられている。

·健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。

·合計特殊出生率

「15~49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別 出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

・交流人口

その地域に訪れる人々のこと。訪れる目的としては,通勤・通学,買い物,文化鑑賞・ 創造,学習,習い事,スポーツ,観光,レジャーなど様々あるが,特に内容を問わない のが一般的である。

・高齢化率

総人口に占める 65 歳以上の人口割合のこと。

・高齢夫婦世帯

夫65歳以上,妻60歳以上の夫婦のみの世帯のこと。

・国民スポーツ大会

平成 30 (2018) 年 6 月 13 日に,「国民体育大会」の名称を「国民スポーツ大会」に変 更する「スポーツ基本法の一部を改正する法律」が国会において成立。令和 5 (2023) 年 1 月 1 日施行。令和 6 (2024) 年に開催される佐賀大会が「国民スポーツ大会」に変 わる最初の本大会となる。

・在留外国人数

出入国管理及び難民認定法上の在留資格をもって我が国に在留する外国人のうち,中 長期在留者数(「3月」以下の在留期間が決定された者,「短期在留」の在留資格が決定 された者,「外交」又は「公用」の在留資格が決定された者等にあてはまらない者)と特 別永住者数を合わせた人数のこと。 ・スポーツ・インテグリティ

スポーツが様々な脅威(ドーピング、八百長,賭博,違法薬物,暴力,各種ハラスメ ント,人種差別,スポーツ団体のガバナンス欠如等)により欠けることなく,価値ある 高潔な状態を指す。

・スポーツ推進委員

市町村におけるスポーツ推進のための実技指導やスポーツに関する指導及び助言,事業の企画立案や連絡調整,地域住民や行政,スポーツ団体等の間を円滑に取り持つ等の コーディネーターとして,市町村教育委員会等が委嘱し,地域スポーツ推進の中核的な 役割を担っている。

・スポーツ団体ガバナンスコード

令和元(2020)年にスポーツ庁が策定した,スポーツ団体が適切な組織運営を行うための原則・規範のこと。

・スポーツツーリズム

スポーツを見に行くための旅行及びそれに伴う周辺観光や,スポーツを支える人々と の交流などスポーツに関わる様々な旅行のこと。

・セカンドキャリア

人生における第二の職業のこと。アスリートが選手生活を終えて,新たな職業選択や キャリアアップを選択すること。

・総合型地域スポーツクラブ

人々が,身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブ で,多世代,多種目,多志向という特徴を持ち,地域住民により自主的・主体的に運営 されるスポーツクラブのこと。

• Society 5.0

サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより,経済発展と社会的課題の解決を両立する,人間中心の社会のこと。

• D X (Digital Transformation)

「ITの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という概念。 本計画においては、デジタル技術を活用した新たなスポーツ実施機会の創出や普及啓 発の推進を図ることで、スポーツの価値を県民に周知できるよう取組むこと。 ·平均寿命

0歳時における平均余命のこと。

・ポータルサイト

ポータル (Portal) は「玄関」や「入り口」という意味があり、インターネットにアク セスするときの入り口となる Web サイトのこと。

・ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階 のこと。

・レガシー

遺産,先人の遺物のこと。派生的に「世代から世代へ受け継ぐモノやコト」を意味す る。

また,オリンピック・パラリンピックレガシーとは,オリンピック等を開催するにあ たり,作り上げる,またはオリンピック等によって生じる有形・無形の次世代へ残すべ き遺産を意味する。

さらに, IOC (国際オリンピック委員会)の憲法であるオリンピック憲章の第1章第 2項では,「オリンピック競技大会のよい遺産(レガシー)を,開催都市ならびに開催国 に残すことを推進する。」とある。

発行令和5年3月編集宮城県企画部スポーツ振興課〒980-8570仙台市青葉区本町3丁目8番1号TEL022-211-3178FAX022-211-3540MAILsuposinss@pref.miyagi.lg.jpURLhttps://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sports/



この印刷物は再生紙を使用し、環境に優しい植物油インキを使用しています。 この印刷物は400部作成し、1部当たりの印刷単価は555.50円です。

